



発行 内閣府 (原稿作成 国立印刷局)

目次

〔政 令〕

- 令和八年一月六日の地震による鳥取県境港市の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(一五)
- 令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令(一六)
- 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(一七)
- 〔法規的告示〕
- きのこ(ぶなしめじ)中のオルニチンの定量―高速液体クロマトグラフ法の日本農林規格の一部を改正する件(農林水産二二六)
- 製材の日本農林規格の一部を改正する件(同二二七)
- 製材の格付の表示の様式及び表示の方法の一部を改正する件(同二二八)
- 製材についての取扱業者の認証の技術的基準の一部を改正する件(同二二九)

三

三

三

- 集成材の日本農林規格の一部を改正する件(同二三〇)
- 集成材の格付の表示の様式及び表示の方法の一部を改正する件(同二三一)
- 集成材についての検査方法の一部を改正する件(同二三二)
- 集成材についての取扱業者の認証の技術的基準の一部を改正する件(同二三三)
- 直交集成板の日本農林規格の一部を改正する件(同二三四)
- 直交集成板の格付の表示の様式及び表示の方法の一部を改正する件(同二三五)
- 直交集成板についての取扱業者の認証の技術的基準の一部を改正する件(同二三六)
- 構造用パネルの日本農林規格の一部を改正する件(同二三七)
- 構造用パネルの格付の表示の様式及び表示の方法の一部を改正する件(同二三八)
- 構造用パネルについての検査方法の一部を改正する件(同二三九)
- 構造用パネルについての取扱業者の認証の技術的基準の一部を改正する件(同二四〇)
- 〔その他告示〕
- 天皇后陛下は岩手県及び宮城県に行幸啓になる件(宮内庁三)
- 天皇后陛下は福島県に行幸啓になる件(同四)
- その電気通信事業の用に供する電気通信設備を適正に管理すべき電気通信事業者を告示する件の一部を改正する件(総務四五)

四

四

三

- 防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とバンングラデシュ人民共和国政府との間の協定の署名及び効力発生に関する件(外務七二)
- 保安林の指定を解除する件(農林水産二四一、二四二)
- 砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件(国土交通三一一)
- 都市計画に関する件(関東地方整備局四四〇、五〇)
- 道路に関する件(近畿地方整備局八、九)
- 都市計画に関する件(九州地方整備局一六)
- 道路に関する件(同一七)
- 都市計画に関する件(沖縄総合事務局三)
- 〔国会事項〕
- 〔皇室事項〕
- 官庁事項
- 牧野たかお(本名 牧野京夫) 国務大臣(復興大臣)及びあかま二郎(本名 赤間二郎) 国務大臣(国家公安委員会委員長)の名前の件(内閣官房)
- 基本測量関係事項公告(国土交通省)
- 日本国に帰化を許可する件(法務省告示配三二)
- 原戸籍の一部が滅失した件(同三二)

八

七

七

七

七

七

六

五

四

〔公 告〕

諸事項

- 官庁 無縁墳墓等改葬、法人登記抹消関係
- 裁判所 相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係
- 会社その他

三

九

本日公布された法令の「あらし」は、次のページに掲載されています。

本号で公布された法令のあらまし

◇令和八年一月六日の地震による鳥取県境港市の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第十五号）（内閣府本府）

- 1 令和八年一月六日の地震による鳥取県境港市の区域に係る災害を激甚災害として指定する。（本則関係）
- 2 当該激甚災害に対し、次に掲げる措置を適用する。（本則関係）
 - (1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - (3) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- 3 この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第十六号）（内閣府本府）

- 1 令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による激甚災害について、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例の適用期間を令和九年二月二十八日まで延長する。（本則関係）
- 2 この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第十七号）（厚生労働省）
労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第六十三号）の施行期日は、令和八年十月一日とする。

政 令

令和八年一月六日の地震による鳥取県境港市の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和八年二月二十六日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第十五号

令和八年一月六日の地震による鳥取県境港市の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
令和八年一月六日の地震による災害で、鳥取県境港市の区域に係るもの	法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 高市 早苗
総務大臣 林 芳正
財務大臣 片山さつき
農林水産大臣 鈴木 憲和

令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和八年二月二十六日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第十六号

令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。
第二条中「令和八年二月二十八日」を「令和九年二月二十八日」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 高市 早苗
財務大臣 片山さつき
経済産業大臣 赤澤 亮正

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和八年二月二十六日

政令第十七号

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第六十三号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。
労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日は、令和八年十月一日とする。

内閣総理大臣 高市 早苗

内閣総理大臣 高市 早苗
総務大臣 林 芳正
厚生労働大臣 上野賢一郎
国土交通大臣 金子 恭之

法規的告示

○農林水産省告示第二百二十六号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第五条において準用する同法第三条第一項の規定に基づき、きのこ（ぶなしめじ）中のオルニチンの定量（高速液体クロマトグラフ法の日本農林規格（令和三年農林水産省告示第四百四十五号）（JAS 〇〇一六）の一部を次のように改正し、同法第七条第一項の規定に基づき、令和八年三月二十八日から施行する。

令和八年二月二十六日

農林水産大臣 鈴木 憲和
（次のよう）は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第二百二十七号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第五条において準用する同法第三条第一項の規定に基づき、製材の日本農林規格（令和七年農林水産省告示第九十五号）（JAS 一〇八三）の一部を次のように改正し、同法七条第一項の規定に基づき、公示し、令和八年五月二十九日から施行する。

令和八年二月二十六日

農林水産大臣 鈴木 憲和
（次のよう）は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第二百二十八号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第十七条の規定に基づき、製材（枠組壁工法構造用製材を除く。）の格付の表示の様式及び表示の方法（平成十九年農林水産省告示第四百六十五号）の一部を次のように改正し、令和八年五月二十九日から施行する。

令和八年二月二十六日

農林水産大臣 鈴木 憲和
（次のよう）は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第二百二十九号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第二十五条（同令第五十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、製材についての取扱業者の認証の技術的基準（平成十三年農林水産省告示第千三百七号）の一部を次のように改正し、令和八年五月二十九日から施行する。

令和八年二月二十六日

農林水産大臣 鈴木 憲和
（次のよう）は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第二百三十号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第五条において準用する同法第三条第一項の規定に基づき、集材材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千五百二十二号）（JAS 一一五二）の一部を次のように改正し、同法七条第一項の規定に基づき、公示し、令和八年五月二十九日から施行する。

令和八年二月二十六日

農林水産大臣 鈴木 憲和
（次のよう）は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第二百三十一号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第十七条の規定に基づき、集材材の格付の表示の様式及び表示の方法（平成八年農林水産省告示第九十六号）の一部を次のように改正し、令和八年五月二十九日から施行する。

令和八年二月二十六日

農林水産大臣 鈴木 憲和
（次のよう）は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第二百三十二号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第二十二条（同令第六十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、集材材についての検査方法（平成十九年農林水産省告示第四百八十二号）の一部を次のように改正し、令和八年五月二十九日から施行する。

令和八年二月二十六日

農林水産大臣 鈴木 憲和
（次のよう）は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第二百三十三号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第二十五条（同令第五十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、集材材についての取扱業者の認証の技術的基準（平成十二年農林水産省告示第八百十三号）の一部を次のように改正し、令和八年五月二十九日から施行する。

令和八年二月二十六日

農林水産大臣 鈴木 憲和
（次のよう）は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第二百三十四号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第五条において準用する同法第三条第一項の規定に基づき、直交集成板の日本農林規格（平成二十五年農林水産省告示第三千七百九号）（JAS 三〇七九）の一部を次のように改正し、同法七条第一項の規定に基づき、公示し、令和八年五月二十九日から施行する。

令和八年二月二十六日

農林水産大臣 鈴木 憲和
（次のよう）は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第二百三十五号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第十七条の規定に基づき、直交集成板の格付の表示の様式及び表示の方法（平成二十五年農林水産省告示第三千八百十二号）の一部を次のように改正し、令和八年五月二十九日から施行する。

令和八年二月二十六日

農林水産大臣 鈴木 憲和
（次のよう）は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第二百三十六号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第二十五条（同令第五十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、直交集成板についての取扱業者の認証の技術的基準（平成二十五年農林水産省告示第三千八百号）の一部を次のように改正し、令和八年五月二十九日から施行する。

令和八年二月二十六日

農林水産大臣 鈴木 憲和

〔次のよう〕は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第二百三十七号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第五条において準用する同法第三条第一項の規定に基づき、構造用パネルの日本農林規格（昭和六十二年農林水産省告示第三百六十号）（JAS O三六〇）の一部を次のように改正し、同法第七条第一項の規定に基づき、公示し、令和八年五月二十九日から施行する。

令和八年二月二十六日

農林水産大臣 鈴木 憲和

〔次のよう〕は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第二百三十八号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第十七条の規定に基づき、構造用パネルの格付の表示の様式及び表示の方法（昭和六十二年農林水産省告示第五百一号）の一部を次のように改正し、令和八年五月二十九日から施行する。

令和八年二月二十六日

農林水産大臣 鈴木 憲和

〔次のよう〕は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○総務省告示第四十五号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十七条の二の二第一項の規定に基づき、平成二十七年総務省告示第二百七十八号（その電気通信事業の用に供する電気通信設備を適正に管理すべき電気通信事業者を告示する件）の一部を次のように改正する。

令和八年二月二十六日

総務大臣 林 芳正

○農林水産省告示第二百三十九号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第二十二條（同令第六十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、構造用パネルについての検査方法（昭和六十二年農林水産省告示第五百号）の一部を次のように改正し、令和八年五月二十九日から施行する。

令和八年二月二十六日

農林水産大臣 鈴木 憲和

〔次のよう〕は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第二百四十号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第二十五条（同令第五十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、構造用パネルについての取扱業者の認証の技術的基準（平成十二年農林水産省告示第八百十六号）の一部を次のように改正し、令和八年五月二十九日から施行する。

令和八年二月二十六日

農林水産大臣 鈴木 憲和

〔次のよう〕は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

その他告示

○宮内庁告示第三号

天皇皇后両陛下は、東日本大震災復興状況御視察等のため、三月二十五日から同月二十六日まで岩手県及び宮城県へ行幸啓になる。

令和八年二月二十六日

宮内庁長官 黒田武一郎

○宮内庁告示第四号

天皇皇后両陛下は、東日本大震災復興状況御視察のため、四月六日から同月七日まで福島県へ行幸啓になる。

令和八年二月二十六日

宮内庁長官 黒田武一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
<p>電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四十一条第四項に規定するその電気通信事業の用に供する電気通信設備を適正に管理すべき電気通信事業者は、次に掲げる電気通信事業者とする。</p> <p>一 ビッグロップ株式会社</p> <p>二 〔略〕</p> <p>三 〔略〕</p> <p>四 〔略〕</p> <p>五 日本通信株式会社</p>	<p>一 ビッグロップ株式会社</p> <p>二 〔同上〕</p> <p>三 〔同上〕</p> <p>四 〔同上〕</p> <p>〔新設〕</p>

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○外務省告示第七十二号

令和八年二月三日にタツカで、防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の協定は、同日に効力を生じた。

令和八年二月二十六日

外務大臣 茂木 敏充

（訳文）

防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の協定

日本国政府及びバングラデシュ人民共和国政府（以下個別に「締約国政府」といい、合わせて「両締約国政府」という。）は、安全保障の分野における両締約国政府の間の既存の協力関係に留意し、

両締約国政府が参加する防衛装備品及び技術の分野における協力が国及び国際の平和及び安全に寄与することを希望し、

防衛装備品及び技術の移転を規律する条件を定める必要があることを認識して、

第一条

一方の締約国政府は、自国の関係法令及びこの協定の規定に従い、2の規定に従って決定される事業を実施するために必要な防衛装備品及び技術を他方の締約国政府の使用に供する。当

該事業は、国際の平和及び安全に寄与するためのもので、共同研究、共同開発及び共同生産に係るもの又は安全保障協力及び防衛協力を強化するためのものとする。

2 個別の事業は、両締約国政府により、それぞれの国の安全保障を含む各種の要素を考慮して決定され、外交上の経路を通じて確認される。

第二条

1 前条2の規定に従って決定される事業のために移転される防衛装備品及び技術を決定する機関として、合同委員会を設置する。

2 合同委員会は、二の国別委員部で構成される。日本側委員部は、次の者で構成される。

防衛省の一の代表者
外務省の一の代表者
経済産業省の一の代表者
バングラデシュ側委員部は、次の者で構成される。

国防省の一の代表者
外務省の一の代表者
財務省の一の代表者
首相府軍務局の一の代表者

バングラデシュ人民共和国政府によって指定される関係当局からそれぞれ一の代表者

移転される防衛装備品及び技術を決定するために必要な関連情報は、外交上の経路を通じて国別委員部に伝達される。

4 移転される防衛装備品及び技術は、3の規定に従って伝達される関連情報に基づき、合同委員会により決定される。
5 この協定を実施するため、移転される防衛装備品及び技術、その移転の当事者となる者並びにその移転の詳細な条件を特に定める細目取極が、両締約国政府の権限のある当局の間で行われる。日本国政府の権限のある当局は、防衛省及び経済産業省とする。バングラデシユ人民共和国政府の権限のある当局は、首相府軍務局及び国防省とする。

第三条

1 一方の締約国政府は、他方の締約国政府から移転される防衛装備品及び技術を、国際連合憲章の目的及び原則並びに細目取極において決定する目的に適合する方法で効果的に使用するものとし、いずれの一方の締約国政府も、当該防衛装備品及び技術を他の目的のために転用してはならない。
2 一方の締約国政府は、この協定に基づいて移転される防衛装備品及び技術に係る権原又は占有権を、当該防衛装備品及び技術を移転した他方の締約国政府の書面による事前の同意を得ないで、自国政府の職員及び委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者以外の者又は他の政府に移転してはならない。

第四条

一方の締約国政府は、自国の関係法令、他の適用のある両締約国政府の間の国際約束及び適用のある両締約国政府の関係当局の取極に従い、この協定に基づいて移転される防衛装備品及び技術に関して他方の締約国政府により提供される秘密情報を保護するために必要な措置をとる。当該取極につき、日本国政府の関係当局は防衛省とし、バングラデシユ人民共和国政府の関係当局は首相府軍務局とする。

第五条

この協定及びこの協定に基づいて行われる全ての取極は、それぞれの国の関係法令及び予算に従って実施される。

第六条

この協定及びこの協定に基づいて行われる全ての取極の解釈又は適用に関するいかなる事項も、両締約国政府の間の協議によつてのみ解決されるものとする。

第七条

1 この協定は、両締約国政府による署名の日に効力を生ずる。
2 この協定は、両締約国政府の間の書面による合意によつて改正することができる。この協定の改正は、その署名の日に効力を生ずる。
3 この協定は、五年間効力を有するものとし、その後は、一方の締約国政府が他方の締約国政府に対しこの協定を終了させる意思を九十日前に外交上の経路を通じて書面により通告しない限り、毎年自動的に延長される。
4 この協定の終了の後においても、この協定に基づいて移転された防衛装備品及び技術に關し、第三条から前条までの規定は、引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの協定に署名した。
二千二十六年二月三日にタツカで、英語により本書二通を作成した。
日本国政府のために
齋田伸一
バングラデシユ人民共和国政府のために
S・M・カムル・ハッサン

農林水産省告示第二百四十一号

○農林水産省告示第二百四十一号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和八年二月二十六日

- 一 解除に係る保安林の所在場所 鈴木 憲和
神辺町大字東中条字国地七六一四の三、七六一四の五
- 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 三 解除の理由 指定理由の消滅

農林水産省告示第二百四十二号

○農林水産省告示第二百四十二号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和八年二月二十六日

- 一 解除に係る保安林の所在場所 鈴木 憲和
奥尻町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 三 解除の理由 指定理由の消滅

（次の図）は、省略し、その図面を北海道庁及び奥尻町役場に備え置いて縦覧に供する。）

国土交通省告示第三百十三号

○国土交通省告示第三百十三号
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。
令和八年二月二十六日

- 国土交通大臣 金子 恭之
 - 一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
ハトコロ沢
 - 二 砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から百十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と百十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
岩手県岩手郡赤石町大字御明神
字山津田 八六番一
一号から五号まで及び
百十二号から百十七号
まで
- | | |
|-------|----------------------------------|
| 八六番一八 | 六号から八号まで、百十号及び百十一号 |
| 八六番二九 | 九号から十二号まで、十五号から十七号まで及び百五号から百九号まで |
| 八六番二九 | 十三号及び十八号 |
| 八六番二二 | 十九号及び二十号 |
| 八六番八 | 二十一号から二十六号まで、四十二号から五十七号まで及び百四号 |
| 八六番三〇 | 二十七号から四十一号まで |
| 八六番五 | 五十八号から七十八号まで |
| 八六番四一 | 七十九号から八十八号まで |
| 八六番三八 | 八十九号から九十七号まで |
| 八六番三三 | 九十八号から百三号まで |

関東地方整備局告示第四十四号

○関東地方整備局告示第四十四号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同法第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
令和八年二月二十六日

- 一 施行者の名称 山梨県
- 二 都市計画事業の種類及び名称 平成三十年関東地方整備局告示第四百十九号甲府都市計画道路事業三・四・三十三号大手二丁目浅原橋線
- 三 事業施行期間 自平成三十年四月二日至今和十四年三月三十一日
- 四 事業地
取用の部分 変更なし
使用の部分 なし

関東地方整備局告示第四十五号

○関東地方整備局告示第四十五号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同法第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
令和八年二月二十六日

- 一 施行者の名称 山梨県
- 二 都市計画事業の種類及び名称 平成三十一年関東地方整備局告示第六十八号甲府都市計画道路事業三・四・十号高畑町昇仙峡線
- 三 事業施行期間 自平成三十一年四月二日至今和十四年三月三十一日
- 四 事業地
取用の部分 変更なし
使用の部分 なし

○**関東地方整備局告示第四十六号**
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

- 令和八年二月二十六日
 関東地方整備局長 橋本 雅道
- 一 施行者の名称 山梨県
 - 二 都市計画事業の種類及び名称 平成二十四年関東地方整備局告示第百八十九号峡東都市計画道路事業三・四・八号山梨市駅南線及び三・四・五号根津橋通り線
 - 三 事業施行期間 自平成二十四年四月二十三日至今令和十五年三月三十一日
 - 四 事業地

取用の部分 変更なし
 使用の部分 なし

○**関東地方整備局告示第四十七号**
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

- 令和八年二月二十六日
 関東地方整備局長 橋本 雅道
- 一 施行者の名称 栃木県
 - 二 都市計画事業の種類及び名称 平成十三年関東地方整備局告示第十八号宇都宮都市計画道路事業三・三・百二号宇都宮水戸線及び三・四・百四号宮の橋不動前線
 - 三 事業施行期間 自平成十三年二月二十二日至今令和十七年三月三十一日
 - 四 事業地

取用の部分 変更なし
 使用の部分 なし

○**関東地方整備局告示第四十八号**
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

- 令和八年二月二十六日
 関東地方整備局長 橋本 雅道
- 一 施行者の名称 栃木県
 - 二 都市計画事業の種類及び名称 平成二十五年関東地方整備局告示第三百六十九号日光都市計画道路事業三・四・二十号平町東町線、三・四・二十五号下今市駅前線及び三・五・七号今市宇都宮線
 - 三 事業施行期間 自平成二十五年八月二十二日至今令和九年三月三十一日
 - 四 事業地

取用の部分 変更なし
 使用の部分 なし

○**関東地方整備局告示第四十九号**
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

- 令和八年二月二十六日
 関東地方整備局長 橋本 雅道
- 一 施行者の名称 栃木県
 - 二 都市計画事業の種類及び名称 平成二十八年関東地方整備局告示第二十六号那珂川都市計画道路事業三・四・二号氏家大子線
 - 三 事業施行期間 自平成二十八年二月十五日至令和十三年三月三十一日
 - 四 事業地
- 取用の部分 変更なし
 使用の部分 なし

○**関東地方整備局告示第五十号**
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

- 令和八年二月二十六日
 関東地方整備局長 橋本 雅道
- 一 施行者の名称 栃木県
 - 二 都市計画事業の種類及び名称 令和元年関東地方整備局告示第五十六号足利佐野都市計画道路事業三・五・百一号毛野西新井線
 - 三 事業施行期間 自令和元年九月十九日至今令和十三年三月三十一日
 - 四 事業地

取用の部分 変更なし
 使用の部分 なし

○**近畿地方整備局告示第八号**
 次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

- その関係図面は、令和八年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。
- 令和八年二月二十六日
 近畿地方整備局長 齋藤 博之
- | 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|--|---------|--------|
| 一 草津市野路六丁目字上北池一五番七から同市野路六丁目字上北池二三番一六まで | 賀国道事務所 | |
- 供用開始の期日 令和八年二月二十六日
- 近畿地方整備局告示第九号**
 次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十六日
 近畿地方整備局長 齋藤 博之

(一) 道路の種類	一般国道	
(二) 路線名	一号	
(三) 道路の区域	間	
八幡市戸津南代二番一から同市戸津南代三四番二まで	後前	敷地の幅員延長
四 図面縦覧場所 近畿地方整備局及び同局京都国道事務所	後	二一・七一、二八・八三、二四・〇九、三〇・九六、〇〇・一一六

○**九州地方整備局告示第十六号**
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

- 令和八年二月二十六日
 九州地方整備局長 垣下 禎裕
- 一 施行者の名称 福岡県
 - 二 都市計画事業の種類及び名称 平成三十年九州地方整備局告示第十三号久留米小郡都市計画、朝倉筑前都市計画及び北野大刀洗都市計画下水道事業筑後川中流右岸流域下水道
 - 三 事業施行期間 自平成七年三月三日至今令和十三年三月三十一日
 - 四 事業地
- 取用の部分 変更なし
 使用の部分 なし

備考 地図の提供開始日 令和 8 年 2 月 27 日
 上記の基盤地図情報は、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 27 条第 2 項及び地理空間情報活用推進基本法（平成 19 年法律第 63 号）第 18 条第 2 項に基づき、インターネットによる無償提供を行う。新たに基本測量の測量成果を得た区域は、国土地理院基盤地図情報サイト (<https://www.gsi.go.jp/kiban/>) において供する。

茨城県北茨城市川口一丁目
 上記の地の申渡に係る日本国に帰化の住民の氏名を精査する。
 令和六年二月十六日
 茨城大臣 平口 洋

住所 東京都杉並区
 馮楚欣 平成 4 年 7 月 19 日生

住所 東京都杉並区
 パルディープ・シン 平成 6 年 4 月 4 日生

住所 神奈川県伊勢原市
 黄建蒼 平成 2 年 7 月 29 日生

住所 東京都江戸川区
 ニン・イ・キュ 昭和 60 年 12 月 6 日生
 チュン・ヌ・ワー 平成 29 年 4 月 14 日生
 ニュン・ケッ・ター 令和 2 年 9 月 8 日生

住所 長野県中野市
 エイシャ・ジャバード 平成 18 年 10 月 2 日生

住所 長野県岡谷市
 カミレ・ウメツ 平成 18 年 5 月 2 日生

住所 北海道函館市
 マリセル・エスペホ・オオヤ 昭和 51 年 3 月 3 日生

住所 東京都江戸川区
 谷灵 昭和 55 年 6 月 19 日生

住所 東京都豊島区
 マウン・ミン・アウン 昭和 39 年 4 月 30 日生
 ニ・ニ・エイ 昭和 46 年 12 月 14 日生
 ティ・ティ・トン 平成 16 年 6 月 4 日生
 アウン・カウン・ゼン 平成 19 年 8 月 6 日生

住所 東京都調布市
 具海蘭 昭和 58 年 5 月 5 日生

住所 東京都豊島区
 頼妙嫺 平成 15 年 3 月 1 日生

住所 山梨県甲府市
 丁曉蘭 昭和 43 年 7 月 4 日生

住所 京都市下京区
 李佑鳴 昭和 55 年 8 月 20 日生
 黄貞綺 昭和 57 年 9 月 9 日生

住所 群馬県邑楽郡大泉町
 マハラジャン・サユミ 平成 28 年 7 月 9 日生

住所 群馬県前橋市
 金東雙 昭和 51 年 4 月 13 日生

住所 群馬県吾妻郡東吾妻町
 シカ・デブコタ 昭和 60 年 11 月 17 日生

住所 群馬県邑楽郡大泉町
 ガブリエラ・ナルミ・シミズ 平成 11 年 1 月 17 日生

住所 東京都調布市
 レイニー・メイ・ユナールサ 平成元年 5 月 6 日生

住所 千葉県流山市
 モン・ヒロユキ 平成 10 年 10 月 4 日生

住所 大阪市中央区
 ルーター・マーバス 平成 4 年 7 月 30 日生

住所 大阪市住吉区
 杜梵 昭和 44 年 7 月 1 日生
 王美儀 平成 10 年 5 月 10 日生

住所 大阪市中央区
 傅昱煊 平成 17 年 4 月 29 日生

住所 大阪市淀川区
 賀思明 平成 9 年 1 月 24 日生

住所 大阪市大正区
 ニコラス・リョウタ・クボヤマ・ヤマグチ 平成 17 年 8 月 28 日生

住所 東京都小平市
 林寧 昭和 58 年 1 月 18 日生

データ間隔は 0.2秒グリッド (5メートル相当)
 航空レーザ測量又は写真測量を基に作成

住所 東京都杉並区
 劉孟濤 平成 5 年 10 月 16 日生

住所 東京都港区
 張翹 昭和 59 年 4 月 20 日生
 尹薈瑾 昭和 60 年 11 月 19 日生
 張絵莉 平成 27 年 12 月 18 日生
 張東慈 平成 30 年 1 月 18 日生

住所 東京都中央区
 張逸齡 平成 11 年 6 月 9 日生

住所 東京都江戸川区
 チー・シュン・レイ 平成 7 年 6 月 5 日生

住所 千葉県成田市
 カドカ・バハドゥール・ネパーリ 平成 5 年 1 月 13 日生
 アディス・ネパーリ 令和 5 年 7 月 4 日生
 アスピ・ネパーリ 令和 5 年 7 月 4 日生
 アンシ・ネパーリ 令和 5 年 7 月 4 日生

住所 千葉県八千代市
 ジロウ・リマ・ナカノ 昭和 58 年 9 月 12 日生

住所 東京都江東区
 鎖飛飛 昭和 52 年 6 月 9 日生

住所 東京都台東区
 王汐桐 平成 8 年 3 月 4 日生

住所 福岡市中央区
 林雪松 昭和 63 年 1 月 5 日生

住所 大分県豊後高田市
 ユイ・コンドウ・サガラ 平成 5 年 7 月 7 日生

住所 長野県松本市
 アムリタ・レグミ 平成 7 年 4 月 6 日生
 アヌラガ・ウブレティ 令和 4 年 1 月 15 日生

住所 千葉県木更津市
 カイ・レー 昭和 47 年 9 月 22 日生

住所 千葉県花見川区
 ウィサワナー・チティバランスイ 平成 2 年 1 月 13 日生

住所 東京都北区
 アーヤン・ガワリ 令和 3 年 3 月 1 日生

住所 三重県松阪市
 李恩子 昭和 34 年 11 月 29 日生

住所 大阪府松原市
 ソン・佑介 平成 30 年 3 月 12 日生

住所 東京都板橋区
 メグミ・ラネセス・フジクラ 平成 18 年 1 月 19 日生

住所 浜松市中央区
 ケムラジュ・ガルブジャ 平成元年 4 月 29 日生

住所 沖縄県那覇市
 パルミラ・タマング 平成元年 11 月 5 日生
 ティアナ・スレスタ 令和 3 年 1 月 19 日生
 ゼンジ・スレスタ 令和 5 年 9 月 13 日生

住所 岐阜県各務原市
 アレキサンドラ・ナオミ・スエナガ 平成 11 年 8 月 19 日生

住所 東京都北区
 池英愛 昭和 50 年 2 月 2 日生

住所 東京都杉並区
 スマン・ゴラ 昭和 59 年 9 月 14 日生

住所 東京都足立区
 サロジュ・カフレ 平成 5 年 1 月 21 日生

住所 東京都江戸川区
 ラマ・プラサード・パンダ 昭和 52 年 7 月 28 日生
 マラピカ・パンダ 昭和 55 年 6 月 21 日生
 シュリシュ・プラサード・パンダ 平成 22 年 1 月 7 日生

住所 千葉県印西市
 姜賢美 昭和 47 年 10 月 30 日生

住所 京都市左京区
 周吉羽 平成 5 年 10 月 14 日生

住所 京都市南区
 王昱 昭和 50 年 11 月 22 日生

住所 東京都新宿区
 齊藤千恵子 昭和 29 年 8 月 30 日生

住所 広島市安佐南区
 マリフィ・プリンタン・クラモト 昭和 56 年 4 月 22 日生

住所 静岡県富士市
 金真由美 平成 6 年 2 月 12 日生

住所 神戸市中央区
 宋英徹 昭和 63 年 5 月 12 日生

住所 神戸市中央区
 宋英文 平成元年 11 月 2 日生

住所 大阪府東大阪市
 任令愛 昭和 47 年 9 月 18 日生
 高達起 平成 15 年 7 月 17 日生
 高杏華 平成 18 年 1 月 6 日生

茨城県北茨城市川口一丁目
 上記の地の申渡に係る日本国に帰化の住民の氏名を精査する。
 令和六年二月十六日
 茨城大臣 平口 洋

埼玉県熊谷市北郷第四丁目四番地 鈴木 幸野



語 事 項

無縁墳墓等改葬公告

国土交通省が施行する一般国道191号（益田西道路）工事のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から1年以内にお申し出ください。

なお、期限までにお申し出がない場合は、無縁仏として改葬することとなりますので、ご了承ください。

令和8年2月26日

国土交通省中国地方整備局長 杉中 洋一

1. 墳墓等所在地

- ①島根県益田市白上町イ1605
- ②島根県益田市白上町イ1610-2
- ③島根県益田市喜阿弥町口690
- ④島根県益田市喜阿弥町口689-7
- ⑤島根県益田市喜阿弥町口92

1. 墳墓等の名称

国土交通省中国地方整備局施行 一般国道191号（益田西道路）工事予定地

1. 死亡者の本籍地及び氏名

不詳

1. 使用者の本籍及び氏名

不詳

1. 改葬を行おうとする者

島根県浜田市相生町3973番地

国土交通省中国地方整備局

浜田河川国道事務所長 徳光 優

（連絡先 浜田河川国道事務所用地第二課 0855-22-3118）

法人登記抹消公告

主たる事務所

東京都港区六本木六丁目1番26号 六本木天城ビル3階

名称

医療法人社団熊貴会

上記にかかる東京法務局港出張所令和3年10月29日受付第6761号で登記した理事長の辞任登記は、理事長の令和3年9月23日就任登記が抹消されたことにより、組合等登記令第25条で準用する商業登記法第134条第1項第2号に該当することを発見したので、本公告掲載の日から10日以内に異議の申立てがないときは、その登記を抹消する。商業登記法第135条第2項の規定により公告する。

令和8年2月26日 東京法務局港出張所

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次とおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年（家）第2031号

山形県米沢市金池5丁目2番25号

申立人 米沢市長 近藤 洋介

本籍山形県西置賜郡飯豊町大字遅谷126番地、127番地、128番地、最後の住所山形県米沢市舘山1丁目1番138-15号、死亡の場所山形県米沢市、死亡年月日令和7年1月11日、出生の場所山形県西置賜郡飯豊町、出生年月日昭和26年9月4日、職業不明

被相続人 亡 中村 清樹

事務所山形県米沢市金池8丁目2番2号鶴巻ビル

相続財産清算人 司法書士 齊藤 麻衣

催告期間満了日 令和8年9月6日

山形家庭裁判所米沢支部

令和7年（家）第2032号

山形県米沢市金池5丁目2番25号

申立人 米沢市長 近藤 洋介

本籍山形県米沢市中央3丁目209番地、最後の住所山形県米沢市舘山1丁目1番137-5号、死亡の場所山形県米沢市、死亡年月日令和7年1月31日、出生の場所山形県米沢市、出生年月日昭和24年8月25日、職業不明

被相続人 亡 近野 金次

事務所山形県米沢市大町3丁目2番34号芳賀ビル2階

相続財産清算人 司法書士 高橋 輝

催告期間満了日 令和8年9月6日

山形家庭裁判所米沢支部

令和7年（家）第2033号

山形県米沢市金池5丁目2番25号

申立人 米沢市長 近藤 洋介

本籍山形県米沢市遠山町404番地5、最後の住所山形県米沢市遠山町404番地の5、死亡の場所山形県米沢市、死亡年月日令和7年5月8日、出生の場所山形県米沢市、出生年月日昭和26年1月18日、職業不明

被相続人 亡 高橋 実

事務所山形県米沢市東2丁目7番2号

相続財産清算人 司法書士 福壽 敏人

催告期間満了日 令和8年9月6日

山形家庭裁判所米沢支部

令和8年（家）第2003号

山形県米沢市大町3丁目2番34号芳賀ビル2階

申立人 高橋 輝

本籍山形県米沢市門東町3丁目3199番地、最後の住所山形県米沢市大町3丁目2番34号、死亡の場所山形県米沢市、死亡年月日令和7年9月18日、出生の場所山形県米沢市、出生年月日昭和22年10月19日、職業無職

被相続人 亡 東條 利昭

事務所山形県米沢市大町3丁目2番34号芳賀ビル2階

相続財産清算人 司法書士 高橋 輝

催告期間満了日 令和8年9月6日

山形家庭裁判所米沢支部

令和8年（家）第90033号

東京都昭島市つつじが丘3-4-8-1203

申立人 秋山 繁美

本籍東京都昭島市つつじが丘3丁目2番、最後の住所東京都昭島市玉川町1丁目7番3号公団アパート3号館921号、死亡の場所東京都昭島市、死亡年月日令和6年5月26日、出生の場所栃木県鹿沼市、出生年月日昭和35年7月18日、職業不明

被相続人 亡 小林 明

事務所東京都新宿区大久保2丁目7番17号晴和ビル2階 子浩法律事務所

相続財産清算人 弁護士 近藤 直子

催告期間満了日 令和8年9月10日

東京家庭裁判所立川支部

令和7年（家）第30195号

茨城県水戸市南町1丁目3番23号金沢ビル2階

申立人 阿久津正晴

本籍茨城県那珂市向山1107番地、最後の住所茨城県桜川市上野原地新田159番地1、死亡の場所茨城県桜川市、死亡年月日令和7年7月9日、出生の場所茨城県水戸市、出生年月日昭和35年3月14日、職業無職

被相続人 亡 小澤 靖

茨城県水戸市南町1丁目3番23号金沢ビル2階阿久津正晴法律事務所

相続財産清算人 弁護士 阿久津正晴

催告期間満了日 令和8年9月17日

水戸家庭裁判所

令和7年（家）第41017号

横浜市中区山下町22番地

申立人 横浜市信用保証協会

本籍神奈川県横浜市港北区新吉田東2丁目1119番地、最後の住所横浜市神奈川区西神奈川2丁目6番地1アキラビル203号、死亡の場所神奈川県横浜南区、死亡年月日令和4年8月31日、出生の場所東京都渋谷区、出生年月日昭和31年2月22日、職業不明

被相続人 亡 吉尾 隆

事務所横浜市中区尾上町2-27大洋建設関内ビル5階

相続財産清算人 弁護士 松木 崇

催告期間満了日 令和8年9月18日

横浜家庭裁判所

令和7年（家）第7263号

川崎市川崎区宮本町1番地

申立人 川崎市長 福田 紀彦

本籍神奈川県川崎市幸区古市場2丁目126番地、最後の住所川崎市幸区古市場2丁目126番地、死亡の場所神奈川県川崎市川崎区、死亡年月日令和5年11月6日、出生の場所神奈川県川崎市、出生年月日昭和19年4月26日、職業不明

被相続人 亡 矢根廣 寛

川崎市川崎区東田町6番地2 ミヤダイビル2階 澄川法律事務所

相続財産清算人 弁護士 鈴木 志帆

催告期間満了日 令和8年9月25日

横浜家庭裁判所川崎支部

令和7年(家)第15212号

新潟市江南区横越中央2丁目17番28号

申立人 石塚 崇

本籍新潟県新潟市東区幸栄3丁目丁243番地7、最後の住所新潟市東区幸栄3丁目9番22号、死亡の場所新潟県新潟市東区、死亡年月日令和7年9月20日、出生の場所新潟県新潟市、出生年月日昭和54年2月20日、職業看護師

被相続人 亡 飯田 文子

事務所新潟市中央区西堀通3番町799番地西堀カメラ3階 浅見直人法律事務所
相続財産清算人 弁護士 浅見 直人
催告期間満了日 令和8年9月11日

新潟家庭裁判所

令和7年(家)第15184号

茨城県常総市豊岡町甲138番地7

申立人 飯田 智恭

本籍新潟県新潟市中央区東鹿島町2358番地、最後の住所新潟市西区新通4734番地 穂波の里、死亡の場所新潟県新潟市中央区、死亡年月日令和6年9月27日、出生の場所新潟県新潟市、出生年月日昭和23年11月6日、職業無職

被相続人 亡 小師 朝子

事務所新潟市中央区西堀通3番町799番地西堀カメラ3階 浅見直人法律事務所
相続財産清算人 弁護士 浅見 直人
催告期間満了日 令和8年9月11日

新潟家庭裁判所

令和7年(家)第5032号

福井県越前市南2丁目5番17号

申立人 小柳 るみ

本籍福井県越前市岩内町第17号9番地、最後の住所福井県越前市岩内町第17号9番地、死亡の場所福井県越前市、死亡年月日令和7年9月4日、出生の場所福井県武生市、出生年月日昭和33年11月3日、職業無職

被相続人 亡 村田 健一

福井県鯖江市本町1丁目1-9 煙安ビル2階 谷口総合法律事務所鯖江出張所
相続財産清算人 弁護士 佐藤 孝一
催告期間満了日 令和8年9月6日

福井家庭裁判所武生支部

令和7年(家)第7801号

愛知県春日井市高蔵寺町北4丁目1番地の1

申立人 三洋通商有限会社

本籍愛知県春日井市高蔵寺町5丁目15番地8、最後の住所愛知県春日井市高蔵寺町2丁目105番地 ベルエステ高蔵寺301号、死亡の場所愛知県大府市、死亡年月日令和7年5月21日、出生の場所東京市品川区、出生年月日昭和18年3月2日、職業無職

被相続人 亡 松本 節子

事務所名古屋市中区丸の内1丁目4番12号
アレックスビル3階 弁護士法人後藤・木河法律事務所
相続財産清算人 弁護士 木河 賢二
催告期間満了日 令和8年9月24日

名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第448号

愛知県名古屋市中区丸の内2丁目17番12号丸の内エステートビル10階

申立人 司法書士法人ほのぼの法務事務所

本籍三重県松阪市嬉野黒田町61番地44、最後の住所三重県松阪市嬉野黒田町61番地44、死亡の場所三重県松阪市、死亡年月日令和7年7月16日、出生の場所三重県南牟婁郡阿田和町、出生年月日昭和32年2月10日、職業無職

被相続人 亡 榎本 将文

三重県津市栄町2丁目466番地楠井法律事務所
相続財産清算人 弁護士 小林 明子
催告期間満了日 令和8年9月9日

津家庭裁判所

令和7年(家)第451号

岐阜県大垣市郭町3丁目98番地

申立人 株式会社大垣共立銀行

本籍三重県桑名市大字太夫211番地2、最後の住所三重県員弁郡東員町笹尾西2丁目12番1、死亡の場所三重県員弁郡東員町、死亡年月日令和7年1月26日、出生の場所愛知県名古屋市中川区、出生年月日昭和24年1月2日、職業会社役員

被相続人 亡 伊藤 芳昭

三重県四日市市安島1丁目5番10号 KOSCO四日市西浦ビル7階 ASK法律事務所
相続財産清算人 栗原 雅斗
催告期間満了日 令和8年9月11日

津家庭裁判所四日市支部

令和8年(家)第2004号

愛知県一宮市奥町字墓南52-1

申立人 永田 光儀

本籍愛知県一宮市奥町字向神田30番地、最後の住所愛知県一宮市奥町字向神田30番地、死亡の場所愛知県一宮市、死亡年月日推定令和7年9月21日から30日までの間、出生の場所愛知県一宮市、出生年月日昭和31年7月7日、職業アルバイト

被相続人 亡 永田 幹雄

愛知県一宮市栄1丁目8番12号 一宮栄ビル4階 弁護士法人アストラ
相続財産清算人 篠塚 涉
催告期間満了日 令和8年9月9日

名古屋家庭裁判所一宮支部

令和7年(家)第2136号

滋賀県大津市大物418番地

申立人 大物共有財産管理組合

本籍滋賀県大津市大物399番地、最後の住所滋賀県大津市大物399番地、死亡の場所滋賀県大津市、死亡年月日令和7年7月22日頃、出生の場所滋賀県大津市、出生年月日昭和37年12月16日、職業無職

被相続人 亡 北村 公孝

滋賀県大津市中央3丁目4番28号第弐ワークスワン202号すみれ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 木下 康代
催告期間満了日 令和8年10月9日

大津家庭裁判所

令和7年(家)第2342号

京都市中京区釜屋町26番地

申立人 そうだい司法書士法人

代表者社員 井上 俊輔

本籍京都市北区小山中溝町22番地、最後の住所京都市右京区太秦中筋町12番地4白水荘12号、死亡の場所京都市下京区、死亡年月日令和7年1月25日、出生の場所京都市上京区、出生年月日昭和22年5月27日、職業無職

被相続人 亡 武本 博一

事務所京都市中京区麩屋町通竹屋町上る舟屋町407-1長栄ビル2階 あやめ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 福山 勝紀
催告期間満了日 令和8年9月18日

京都家庭裁判所

令和7年(家)第2345号

京都府城陽市久世里ノ西152番地の13

申立人 株式会社マズ&パバスコ.

代表者代表取締役 西尾 明修

申立人手続代理人弁護士 大倉 英士
本籍大阪市住之江区北島1丁目41番地、最後の住所京都市伏見区竹田藁屋町84番地 セビアコート 107号、死亡の場所大阪市浪速区、死亡年月日令和7年2月14日、出生の場所京都市上京区、出生年月日昭和30年5月10日、職業不明

被相続人 亡 卜田 健司

事務所京都市中京区西ノ京上平町9番1ア
ローズ小林法律事務所
相続財産清算人 弁護士 小林 千春
催告期間満了日 令和8年9月18日

京都家庭裁判所

令和7年(家)第2363号

京都市中京区西ノ京御輿岡町16番地8

申立人 一般社団法人げんてん社会福祉士共同

事務所

代表者代表理事 大釜 訓

本籍鹿児島県鹿屋市野里町3459番地、最後の住所京都市左京区山端大塚町15番地2 藤井ハイツ101号室、死亡の場所京都市左京区、死亡年月日令和7年8月6日、出生の場所鹿児島県鹿屋市、出生年月日昭和33年8月8日、職業無職

被相続人 亡 中村 良一

事務所京都市上京区河原町通荒神口上る宮垣町88番地1 弘希ビル 弘希総合法律事務所
荒神口事務所
相続財産清算人 弁護士 町谷 昭嘉
催告期間満了日 令和8年9月18日

京都家庭裁判所

令和8年(家)第80052号

大阪府守口市西郷通2丁目3番9号

申立人 川崎 博之

本籍大阪府東大阪市若江本町2丁目10番、最後の住所大阪府東大阪市若江本町2丁目10番23号、死亡の場所大阪府茨木市、死亡年月日令和7年9月20日、出生の場所滋賀県八日市市、出生年月日昭和29年12月11日、職業無職

被相続人 亡 堂川 博行

大阪府中央区谷町2丁目8番1号 大手前M2ビル6階
相続財産清算人 弁護士 肱岡 徹
催告期間満了日 令和8年10月8日

大阪家庭裁判所

令和8年(家)第80067号

兵庫県宝塚市花屋敷荘園3丁目10番2号
申立人 田 晴行
本籍兵庫県丹波市柏原町柏原229番地、最後の住所大阪府高槻市白梅町5番15-3112号、死亡の場所大阪府高槻市、死亡年月日令和7年10月10日、出生の場所兵庫県水上郡沼貫村、出生年月日昭和20年1月21日、職業無職
被相続人 亡 田 彰子
大阪市北区西天満1丁目9番13号パークビル中之島601
相続財産清算人 弁護士 尾崎 由香
催告期間満了日 令和8年10月6日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第10145号

和歌山市雑賀屋町東ノ丁30番地
申立人 和歌山県漁業協同組合連合会
和歌山県東牟婁郡串本町串本1884番地
申立人 和歌山東漁業協同組合
本籍和歌山県東牟婁郡串本町大島80番地、最後の住所和歌山県東牟婁郡串本町大島100番地の22、死亡の場所和歌山県東牟婁郡串本町、死亡年月日令和4年6月22日、出生の場所三重県南牟婁郡泊村、出生年月日昭和17年1月1日、職業漁業者、有限会社ノグチフカ代表者
被相続人 亡 野呂 勝利
事務所和歌山県田辺市湊14番27号 ABCビル3階 佐藤生空法律事務所
相続財産清算人 弁護士 佐藤 生空
催告期間満了日 令和8年9月9日
和歌山家庭裁判所田辺支部

令和8年(家)第30031号

広島市西区天満町5番4-405号
申立人 奈古屋 潔
本籍広島県呉市安浦町内海北6丁目2481番地3、最後の住所広島県呉市安浦町中央北2丁目16番17-201号、死亡の場所広島県江田島市、死亡年月日令和8年1月22日、出生の場所広島県竹原市、出生年月日昭和36年11月1日、職業無職
被相続人 亡 橋本 智子
事務所広島市西区天満町5番4-405号
相続財産清算人 司法書士 奈古屋 潔
催告期間満了日 令和8年9月18日
広島家庭裁判所

令和7年(家)第5059号

山口県光市島田2丁目6番8号
申立人 清木 信宏
本籍山口県下松市大字河内2950番地、最後の住所山口県下松市大字河内2950番地、死亡の場所山口県柳井市、死亡年月日令和7年7月7日、出生の場所山口県下松市、出生年月日昭和33年5月1日、職業会社役員
被相続人 亡 清木 俊宏
山口県下松市西柳2丁目2番30号グラストン高杉2-3
相続財産清算人 弁護士 山本 直
催告期間満了日 令和8年9月25日
山口家庭裁判所周南支部

令和8年(家)第7002号

山口県岩国市玖珂町6090番地
申立人 大畑あや子
本籍山口県岩国市由宇町356番地1、最後の住所山口県岩国市玖珂町6090番地、死亡の場所山口県岩国市、死亡年月日令和7年7月14日、出生の場所山口県玖珂郡玖珂町、出生年月日昭和43年12月12日、職業無職
被相続人 亡 大畑 勝照
山口県岩国市錦見8丁目8番16号
相続財産清算人 司法書士 安田 将宏
催告期間満了日 令和8年9月15日
山口家庭裁判所岩国支部

令和8年(家)第1号

滋賀県草津市西大路町1番1号
申立人 AG債権回収株式会社
本籍香川県丸亀市川西町北470番地9、最後の住所香川県丸亀市川西町北470番地9、死亡の場所香川県丸亀市、死亡年月日平成20年8月14日、出生の場所臺灣花蓮港庁、出生年月日昭和11年11月14日、職業自営業
被相続人 亡 千田 隆夫
香川県丸亀市塩飽町15-1 駅前通り京極南棟3階301号室 金丸大輔法律事務所
相続財産清算人 弁護士 金丸 大輔
催告期間満了日 令和8年9月30日
高松家庭裁判所丸亀支部

令和7年(家)第7405号

和歌山県新宮市佐野1丁目11番36号
申立人 横田 耕次

本籍福岡県福岡市南区向野2丁目15番、最後の住所福岡県福岡市南区向野2丁目15番29-505号トーカンマンション大橋、死亡の場所福岡県福岡市中央区、死亡年月日令和7年8月30日、出生の場所和歌山県新宮市、出生年月日昭和21年9月30日、職業無職
被相続人 亡 石崎 三雄
事務所福岡県福岡市中央区舞鶴3丁目2番1号ヤマウビル2階
相続財産清算人 弁護士 井上 浩一
催告期間満了日 令和8年10月15日
福岡家庭裁判所

令和7年(家)第9242号

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号
申立人 国
本籍北九州市小倉北区中井1丁目4番、最後の住所福岡県遠賀郡水巻町中央7番5号、死亡の場所福岡県遠賀郡芦屋町、死亡年月日令和6年1月18日、出生の場所長崎県西彼杵郡七釜村、出生年月日昭和5年2月19日、職業不詳
被相続人 亡 楠本 チエ
事務所北九州市小倉北区馬借1丁目3番21号藤井ビル502号
相続財産清算人 司法書士 中村 隆治
催告期間満了日 令和8年9月24日
福岡家庭裁判所小倉支部

令和8年(家)第4002号

宮崎県宮崎市宮田町2番23号
申立人 宮崎県信用保証協会
本籍宮崎県東諸県郡国富町大字森永2007番地、最後の住所宮崎県宮崎市大橋3丁目134番地2津守ビル702号、死亡の場所宮崎県宮崎市、死亡年月日令和7年8月15日、出生の場所宮崎県宮崎市、出生年月日昭和43年5月7日、職業不明
被相続人 亡 稲澤 修
宮崎県宮崎市宮田町10番25号 宮田町ビル301号室
相続財産清算人 弁護士 八重尾 龍
催告期間満了日 令和8年9月21日
宮崎家庭裁判所

令和8年(家)第36号

宮崎県延岡市恒富町1丁目4番地2
申立人 伊達 昭義

本籍香川県坂出市川津町4193番地、最後の住所宮崎県延岡市新小路1丁目4番地2、死亡の場所宮崎県延岡市、死亡年月日令和7年11月19日、出生の場所宮崎県延岡市、出生年月日昭和15年7月29日、職業無職
被相続人 亡 西川 道子
宮崎県延岡市北町2丁目1番地5 伊達司法書士事務所
相続財産清算人 司法書士 伊達 昭義
催告期間満了日 令和8年9月24日
宮崎家庭裁判所延岡支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

令和7年(へ)第53号

愛知県一宮市丹陽町九日市場字上田26番4号
申立人 ハジメ産業株式会社
代表者代表取締役 日比野 潤
権利を争う旨の申述の終期 令和8年5月27日
令和8年2月5日 東京簡易裁判所
(別紙) 目録
約束手形 1通
手形番号 BC035704
金額 611,270円
支払期日 令和7年11月22日
支払地 東京都豊島区
支払場所 株式会社みずほ銀行池袋西口支店
振出日 令和7年9月22日
振出地 東京都練馬区
振出人 一建設株式会社 代表取締役 堀口 忠美
受取人 株式会社パーパスエコテック
第一裏書人 株式会社パーパスエコテック 代表取締役社長 高木 裕三
第一被裏書人 パーパス株式会社
第二裏書人 パーパス株式会社 代表取締役社長 高木 裕三
第二被裏書人 申立人
最終所持人 申立人

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届けてください。

令和7年(家)第1282号

茨城県牛久市田宮町428番地6
申立人 松岡 圭子
本籍茨城県牛久市田宮町428番地6、最後の住所茨城県牛久市田宮町413番地の5
不在者 松岡 伸矢
昭和59年4月13日生
届出期間満了日 令和8年6月12日
水戸家庭裁判所龍ヶ崎支部

令和7年(家)第7305号

茨城県常陸太田市増井町668番地の5 増井町団地 A-204号
申立人 亡大津まち子承継人 大津めぐみ
本籍東京都荒川区南千住1丁目31番地、最後の住所東京都荒川区南千住1丁目13番2号
不在者 菊池 篤實
昭和11年5月19日生
届出期間満了日 令和8年6月4日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第202号

長崎県佐世保市日宇町721番地2 ラ.メゾン日宇102号
申立人 伊藤 裕美
本籍長崎県佐世保市大和町1515番地1、最後の住所東京都板橋区常盤台3-13-5(更生保護施設興楽会)
不在者 野元 秀一
昭和54年7月1日生
届出期間満了日 令和8年6月20日
長崎家庭裁判所佐世保支部

失踪宣告

令和7年(家)第46号

本籍福島県喜多方市豊川町米室字綾金211番地、最後の住所福島県喜多方市豊川町米室字中川3569番地1
不在者 新明 政人
昭和12年12月1日生
令和8年2月3日失踪宣告審判確定
福島家庭裁判所会津若松支部裁判所書記官

令和6年(家)第2360号

本籍静岡県沼津市下香貫島郷2496番地、最後の住所名古屋市長東区石が根町74番地中電藤森寮101号
不在者 笹原 淳貴
平成元年5月8日生
令和8年2月3日失踪宣告審判確定
名古屋家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第592号

本籍兵庫県尼崎市南武庫之荘3丁目34番、最後の住所兵庫県尼崎市南武庫之荘3丁目34番12号
不在者 吉田 孝雄
昭和20年9月28日生
令和8年2月4日失踪宣告審判確定
神戸家庭裁判所尼崎支部裁判所書記官

令和7年(家)第248号

本籍兵庫県姫路市白国5丁目1158番地2、最後の住所兵庫県姫路市白国5丁目1158番地2
不在者 天野 茂
昭和3年1月23日生
令和8年1月31日失踪宣告審判確定
神戸家庭裁判所姫路支部裁判所書記官

令和6年(家)第230号

本籍福島県二本松市西勝田字堀米248番地、最後の住所福島県二本松市西勝田字堀米248番地
不在者 安齋 保夫
昭和25年10月5日生
令和8年2月3日失踪宣告審判確定
福島家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第614号

本籍北海道函館市柏木町33番、最後の住所北海道函館市柏木町33番14号
不在者 武田 忠男
大正元年11月9日生
令和8年2月5日失踪宣告審判確定
函館家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第1093号

本籍愛知県西尾市細池町沖田105番地、最後の住所東京都荒川区尾久町上尾久1880番地
不在者 木村 すゑ
明治32年11月28日生
令和8年2月5日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第6149号

本籍東京都練馬区練馬4丁目6827番地、最後の住所不明
不在者 秋本 温子
昭和21年1月17日生
令和8年2月5日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第262号

本籍神奈川県秦野市南が丘3丁目2番地1、最後の住所神奈川県秦野市南が丘3丁目2番地4-402
不在者 玉鉾 美加
昭和36年8月31日生
令和8年2月5日失踪宣告審判確定
横浜家庭裁判所小田原支部裁判所書記官

令和7年(家)第1240号

本籍愛知県瀬戸市宮里町50番地、最後の住所愛知県瀬戸市宮里町50番地
不在者 青山 秀樹
昭和18年10月10日生
令和8年2月5日失踪宣告審判確定
名古屋家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第151号

本籍愛知県あま市森6丁目13番地2、最後の住所愛知県稲沢市日下部松野町2丁目69番地1
不在者 遠藤 聡
昭和32年10月6日生
令和8年2月5日失踪宣告審判確定
名古屋家庭裁判所一宮支部裁判所書記官

令和7年(家)第122号

本籍三重県津市中河原350番地、最後の住所三重県津市乙部20番地(現在の三重県津市乙部2214番地)
不在者 黒田 通郎
大正13年7月17日生
令和8年2月5日失踪宣告審判確定
津家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第2340号

本籍大阪府大東市大東町588番地、最後の住所大阪府枚方市宗谷2丁目27番29号
不在者 塔本 四郎
昭和18年12月4日生
令和8年2月5日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第29号

本籍山口県岩国市玖珂町3406番地、最後の住所山口県岩国市玖珂町3410番地
不在者 石田 富男
大正14年2月16日生
令和8年1月30日失踪宣告審判確定
山口家庭裁判所岩国支部裁判所書記官

令和7年(家)第201号

本籍沖縄県浦添市字城間634番地、最後の住所不明
不在者 比嘉美代子
昭和20年10月5日生
令和8年2月5日失踪宣告審判確定
那覇家庭裁判所裁判所書記官

失踪宣告取消

令和7年(家)第4501号

本籍滋賀県高島市今津町大供54番地、住所大阪市東成区神路1丁目12番8-102号
申立人(失踪者) 大構 高男
昭和25年8月28日生
令和8年2月5日失踪宣告取消審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

令和7年(へ)第1号

佐賀県東松浦郡玄海町大字牟形1805番地1
申立人 寺田 信二
権利の届出の終期 令和8年1月20日
令和8年2月3日 唐津簡易裁判所(別紙)目録

1土地 東松浦郡玄海町大字牟形字割岩2055番原野 1574平方メートル
2登記年月日番号 佐賀地方法務局唐津支局昭和34年4月7日受付第215号

3登記した権利の内容
登記の目的 賃借権設定
原因 昭和34年3月3日調停による賃貸借契約借賃 他の土地と共に反当年2,000円
支払期 毎年12月31日
存続期間 10年
特約 鉱業権を譲渡する場合は賃借権の譲渡に同意する
賃借権者 東松浦郡玄海町大字牟形103番地25松竹鉱業株式会社

令和7年（へ）第2号

佐賀県東松浦郡玄海町大字牟形1806番地 5
 申立人 寺田 徹
 権利の届出の終期 令和8年1月20日
 令和8年2月3日 唐津簡易裁判所
 (別紙) 目録

- 1 土地
 (1)東松浦郡玄海町大字牟形字割岩2060番
 雑種地 1738平方メートル
 (2)東松浦郡玄海町大字牟形字割岩2060番 1
 雑種地 204平方メートル
 (3)東松浦郡玄海町大字牟形字割岩2060番 2
 雑種地 878平方メートル
 (4)東松浦郡玄海町大字牟形字割岩2060番 3
 雑種地 85平方メートル
- 2 登記年月日番号 佐賀地方務局唐津支局昭和
 34年4月7日受付第215号
- 3 登記した権利の内容
 登記の目的 賃借権設定
 原因 昭和34年3月3日調停による賃貸借契約
 借賃 他の土地と共に反当年2,000円
 支払期 毎年12月31日
 存続期間 10年
 特約 鉱業権を譲渡する場合は賃借権の譲渡に
 同意する
 賃借権者 東松浦郡玄海町大字牟形103番地25
 松竹鉱業株式会社

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続
 を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び
 破産者に対して債務を負担する者は、破産者にそ
 の財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和8年（フ）第231号

愛知県津島市中一色町柳原82番地
 債務者 有限会社奥建
 代表者代表取締役 奥山 哲司
 1 決定年月日時 令和8年2月16日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 重長 孝志
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和8年4月22日午前10時
 名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第92号

名古屋市中村区名駅1丁目2番2号
 債務者 株式会社森平
 代表者代表取締役 森部 光彦
 1 決定年月日時 令和8年2月16日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 児島 貴子
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和8年5月12日午後2時10分
 名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第76号

北九州市八幡西区市瀬1丁目13番2号
 債務者 株式会社つなぐ
 代表者代表取締役 深町 忠
 1 決定年月日時 令和8年2月16日午前11時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 平山 博久
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和8年5月12日午前10時
 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和8年（フ）第83号

宮城県仙台市若林区清水小路5番地6エス
 テート五ツ橋104号
 債務者 株式会社Fons Vitae
 代表者代表取締役 横田 美貴
 1 決定年月日時 令和8年2月16日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 作田 憲護
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和8年5月15日午後2時20分
 仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年（フ）第411号

岐阜市北島8丁目3番23号
 債務者 有限会社岐阜建築職人会
 代表者代表取締役 宮崎 誠一
 1 決定年月日時 令和8年2月16日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 北川 修平
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和8年5月15日午前10時40分
 岐阜地方裁判所

令和7年（フ）第782号

兵庫県尼崎市常吉1丁目3番4号
 債務者 株式会社フリーゲン
 代表者代表取締役 田淵 敬英

- 1 決定年月日時 令和8年2月12日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高田 晃子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和8年5月18日午前10時
 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年（フ）第401号

群馬県伊勢崎市上諏訪町2013番地
 債務者 医療法人社団小倉医院
 代表者理事長 小倉真由美
 1 決定年月日時 令和8年2月17日午前10時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 金井 勇樹
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和8年5月19日午後1時30分
 前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和8年（フ）第94号

岡山市北区中撫川289—6
 債務者 株式会社KeizLab
 代表者代表取締役 太田 圭哉
 1 決定年月日時 令和8年2月16日午後4時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 菅 真彦
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和8年5月19日午前11時
 岡山地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第3073号

神奈川県綾瀬市上土棚北5丁目8番21号
 債務者 株式会社ファーストソリューション
 特別代理人 宮 祐平
 1 決定年月日時 令和8年2月16日午後4時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 山野健一郎
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和8年5月20日午前11時50分
 横浜地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第13号

鹿児島県霧島市国分中央3丁目7番11号 久
 保ビルI 1F
 債務者 株式会社OCTO
 代表者代表取締役 八重尾男樹
 1 決定年月日時 令和8年2月13日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 宮路 真行
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和8年5月20日午前10時
 鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和8年（フ）第337号

大阪市北区梅田1丁目1—3 大阪駅前第3
 ビル2307
 債務者 株式会社レクティア
 代表者代表取締役 川原 雅代
 1 決定年月日時 令和8年2月16日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 上杉 将文
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和8年5月21日午後1時30分
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第462号

沖縄県那覇市松尾1丁目10番24号ホークシ
 ティ那覇ビル1階
 債務者 合同会社ネクストイノベーション
 代表者代表社員 渡久山盛貴

- 1 決定年月日時 令和8年2月12日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 喜多 自然
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和8年5月21日午前10時30分
 那覇地方裁判所民事第3部

令和8年（フ）第245号

横浜市鶴見区上末吉5丁目27番4号
 債務者 有限会社松宮興業
 代表者取締役 松宮 良彦

- 1 決定年月日時 令和8年2月16日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 入坂 剛太
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和8年5月27日午後2時
 横浜地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第133号

神奈川県藤沢市長後924—13
 債務者 リジェネレーション9株式会社
 代表者代表清算人 上原 正秀
 1 決定年月日時 令和8年2月16日午後4時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 3 破産管財人 弁護士 山本 晃三
 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
 の期日 令和8年5月28日午後1時40分
 横浜地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第12号

新潟県三条市横町2丁目11番8号
債務者 有限会社角屋

代表者取締役 大野 信一

1 決定年月日時 令和8年2月17日午前8時50分
2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 坂西 哲昌
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月28日午前10時
新潟地方裁判所三条支部

令和8年(フ)第1067号

東京都新宿区西新宿6丁目8番1号
債務者 株式会社バンザン

代表者代表取締役 山田 博史

1 決定年月日時 令和8年2月16日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 内藤 滋
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月1日午後2時
東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第245号

大阪市浪速区日本橋東2丁目4番11-1105号
債務者 株式会社カネマサ

代表者代表取締役 松井 真大

1 決定年月日時 令和8年2月16日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 野城 大介
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月8日午後3時
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(フ)第246号

大阪市浪速区下寺1丁目4番10号 グラン
シャリオタ陽丘301

債務者 株式会社エクスターズ

代表者代表取締役 濱本 裕規

1 決定年月日時 令和8年2月16日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 野城 大介
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月8日午後3時
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(フ)第1047号

東京都渋谷区東1丁目27番10号
債務者 プロトラス株式会社

代表者代表取締役 益永 研

1 決定年月日時 令和8年2月16日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 本山 正人
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月21日午後2時
東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1048号

東京都渋谷区東1丁目27番10号
債務者 株式会社セルスイーパー

代表者代表取締役 田上 幸一

1 決定年月日時 令和8年2月16日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 本山 正人
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月21日午後2時
東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1049号

福島県福島市春日町13-22
債務者 株式会社福島建設資材

代表者代表取締役 山谷 清則

1 決定年月日時 令和8年2月16日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 本山 正人
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月21日午後2時
東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1050号

東京都渋谷区恵比寿南1丁目1番1号
債務者 株式会社ロボバイオフューチャーズ

代表者代表取締役 岡村 京典

1 決定年月日時 令和8年2月16日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 本山 正人
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月21日午後2時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第6789号

大阪市都島区大東町2丁目10番6号 メゾ
ン・デュ・モンド 201号

債務者 海原 明子

1 決定年月日時 令和8年2月16日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 市村 和也
4 免責意見申述期間 令和8年4月20日まで
大阪地方裁判所第6民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日**令和7年(フ)第1196号**

埼玉県戸田市美女木2丁目13番17号パールハ
イム西岡1階

破産者 東都エンジニアリング株式会社

1 破産債権の届出期間 令和8年3月16日まで
2 一般調査期日 令和8年4月20日午前10時20分
令和8年2月16日
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第1687号

横浜市戸塚区秋葉町281番地15

破産者 河田 翔太

1 破産債権の届出期間 令和8年3月17日まで
2 一般調査期日 令和8年4月20日午後1時50分
令和8年2月16日
横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第4508号

大阪府八尾市南植松町2丁目42番地の13

破産者 菊田 智善

1 破産債権の届出期間 令和8年3月17日まで
2 一般調査期日 令和8年4月23日午後2時50分
令和8年2月16日
大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第4647号

大阪市西淀川区御幣島2丁目20番23号

破産者 株式会社松岡精機工作所

1 破産債権の届出期間 令和8年3月19日まで
2 一般調査期日 令和8年4月23日午後2時40分
令和8年2月16日
大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第4648号

兵庫県西宮市南甲子園1丁目4番5-405号、
前住所兵庫県西宮市南甲子園2丁目9番24号

破産者 松岡 理裕

1 破産債権の届出期間 令和8年3月19日まで
2 一般調査期日 令和8年4月23日午後2時40分
令和8年2月16日
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第271号

北九州市小倉北区金鶏町9番27号
破産者 株式会社SOWA

1 破産債権の届出期間 令和8年3月19日まで
2 一般調査期日 令和8年5月14日午前11時30分
令和8年2月17日
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第824号

福岡県遠賀郡岡垣町野間2丁目1番14号 ア
ムール優真A号室

破産者 松原 佑輔

1 破産債権の届出期間 令和8年3月19日まで
2 一般調査期日 令和8年4月28日午後2時30分
令和8年2月17日
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第1329号

仙台市宮城野区岩切字畑中27番地の11 アパ
ンタージュII-203

破産者 佐々木麗真

1 破産債権の届出期間 令和8年3月23日まで
2 一般調査期日 令和8年5月29日午前11時30分
令和8年2月17日
仙台地方裁判所第4民事部破産係

債権者集会招集**令和5年(フ)第749号**

大阪府吹田市昭和町14番11号

破産者 松本 英己

1 期日 令和8年4月20日午後3時
2 会議の目的 破産管財人の任務終了による計算の報告
令和8年2月17日
大阪地方裁判所第6民事部

令和5年(フ)第748号

大阪市淀川区西中島3丁目11番24号

破産者 シープラン株式会社

1 期日 令和8年4月20日午後3時
2 会議の目的 破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
令和8年2月17日
大阪地方裁判所第6民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和7年(フ)第121号

宮崎県都城市妻ヶ丘町10街区14号 高橋貸家
破産者 豊田 リカ

異議申述期間 令和8年4月7日まで

令和8年2月17日 宮崎地方裁判所都城支部

特別清算開始

令和8年(ヒ)第2003号

東京都品川区戸越3丁目1番17号
清算株式会社 HELLO trading 株式会社
代表清算人 橋本 潔

1 決定年月日 令和8年2月12日

2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

令和7年(ヒ)第101号

茨城県水戸市住吉町284番地の1
清算株式会社 株式会社シーズ
代表清算人 市毛 由之

1 決定年月日 令和8年2月9日

2 主文 本件特別清算手続を終結する。

水戸地方裁判所民事部

特別清算協定認可

令和7年(ヒ)第102号

北海道士別市武徳町44線東7号
清算株式会社 株式会社道北企画
代表清算人 中島 英利

1 決定年月日 令和8年2月12日

2 主文 次の協定を認可する。
協定

1 清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から1ヶ月以内に、清算株式会社が有する現預金から必要な費用を控除した残額を弁済原資として、別紙「債権元本額」記載の債権額(元本額)に応じて按分して弁済する。

2 割合弁済の結果生ずる1円未満の端数は四捨五入する。

3 第1項の弁済は、各協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。

4 各協定債権者は、第1項乃至第3項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額(利息及び遅延損害金等、元本以外の金額も含む。)につき、その債務を免除する。

5 第1項乃至第3項の規定による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、別紙「債権元本額」記載の債権額(元本額)の割合に応じて弁済する。

この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。(別紙省略)

以上

旭川地方裁判所民事部

令和7年(ヒ)第21号

徳島市南島田町3丁目68番地1
清算株式会社 株式会社MT商事
代表清算人 長篠 範

1 決定年月日 令和8年2月12日

2 主文 次の協定を認可する。
協定

第1 通則

1 用語の定義

(1) 共益的債権

清算株式会社の解散日(同日を含む。)以降の原因によって生じた債権で、清算株式会社が清算終了するまでに要する共益目的の費用をいう。

(2) 優先債権

清算株式会社に対して、国税徴収法またはその例により徴収することのできる債権及び一般の先取特権その他一般の優先債権がある債権をいう。

(3) 解散日

清算株式会社の解散日である令和6年8月31日をいう。

(4) 本件弁済日

本協定第3、2(1)に定める弁済日をいう。

2 弁済に関する通則的事項

(1) 本協定に定める弁済額の算定の際に生じる1円未満の端数は、切り上げる。

(2) 本協定に定める弁済は、原則として清算株式会社が、協定債権者より指定を受けた銀行口座宛に振り込む方法により支払う。この場合、振り込み手数料は清算株式会社の負担とする。なお、協定債権者が弁済期日の3日前までに銀行口座の指定をしないときは、清算人代理である弁護士西村直樹(大阪弁護士会所属)の所属する弁護士法人京阪藤和法律事務所大阪事務所(大阪市中央区北浜3丁目2番12号北浜永和ビル5階)においてこれを行うものとし、この弁済を受けるに要する交通費等の諸費用は協定債権者の負担とする。

3 本協定の効力発生の時期

本協定は、本協定の認可決定の確定により効力を生ずる。

第2 共益的債権及び優先債権の取扱い

共益的債権及び優先債権は随時、全額を弁済する。

第3 協定債権の取扱い

1 協定債権の概要

協定債権の額及び協定債権者の数は次のとおりである。

①協定債権の額

債権総額 1億3494万5869円
及び額未定

内訳 元本 1億1568万4000円
解散日までの利息及び損害金
1926万1869円

解散日の翌日以後の損害金
額未定

②協定債権者の数

1名

2 協定債権者の弁済

清算株式会社は、協定債権につき、以下のとおり弁済する。

(1) 弁済日

本協定の認可決定が確定した日の属する月の翌月の末日限りとする。

(2) 弁済額

協定債権者に対する弁済額は次のとおりとする。

ア 弁済総額

金1000万円

イ 算定方法

1000万円を弁済額算定における弁済総額とし、全ての協定債権者の有する協定債権の額の内、元本債権額を基準債権額として、弁済総額を基準債権額の割合に応じて按分して算定した額を弁済額とする。

ウ 協定債権者への個別弁済額

前イに定める弁済額の算定方法に基づく協定債権者に対する弁済額は、別紙弁済額等一覧表中「弁済額」欄に定めるとおりである。

第4 債務免除

協定債権者は本協定の認可決定の確定日をもって、協定債権の内、協定債権者への個別弁済額を除く、すべての残元本債権、利息及び損害金並びにその他一切の債権について免除する。

第5 新たな財産が発見された場合

1 本協定の認可決定日の翌日以降に新たな清算株式会社所有の財産が発見された場合は、清算株式会社は速やかにこれを換価し、その換価の完了までに発生済み又は今後の発生が見込まれる共益的債権及び優先債権を控除し、なお残余があるときはこれを弁済原資として、本件弁済日の1週間前までに換価が完了したときは本件弁済日に、本件弁済日の1週間前の翌日以降に換価が完了したときはその換価が完了した日から1か月以内に、本協定第3、2(2)イで定めた基準に応じ、各協定債権者に対して弁済する。

2 前項に定める弁済がなされたときは、当該弁済額の範囲で協定債権者は第4に定める免除を撤回する。

(別紙省略)

徳島地方裁判所民事部

再生手続開始**令和8年(再)第2号**

東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 東京
共同会計事務所内
再生債務者 米子バイオマス発電合同会社

- 1 決定年月日時 令和8年2月13日午後2時30分
- 2 主文 再生債務者について再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月13日まで
- 4 再生債権の一般調査期間 令和8年4月17日から令和8年4月24日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(再)第1号

大阪市大正区南恩加島6丁目17番4号
再生債務者 中田 浩一

- 1 決定年月日時 令和8年2月13日午後3時
- 2 主文 再生債務者について再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月19日まで
- 4 再生債権の一般調査期間 令和8年4月17日から令和8年5月1日まで

大阪地方裁判所第6民事部

再生計画変更**令和5年(再)第1号**

青森県弘前市大字松森町93番地
再生債務者 株式会社佐藤長

主文 本件変更計画案(令和8年2月2日付け)
のとおり再生計画を変更する。

令和8年2月10日 青森地方裁判所弘前支部

小規模個人再生による再生手続開始**令和8年(再イ)第7号**

埼玉県ふじみ野市鶴ヶ岡1丁目2番1-409号(前住所)さいたま市大宮区天沼町2丁目956番地 大宮エンゼルハイツ302

再生債務者 中上 寛人

- 1 決定年月日時 令和8年2月12日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月16日から令和8年3月25日まで

さいたま地方裁判所川越支部

令和8年(再イ)第1号

千葉県山武市板折346番地
再生債務者 金澤 秀典

- 1 決定年月日時 令和8年2月13日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月23日から令和8年4月3日まで

千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和7年(再イ)第226号

埼玉県志木市下宗岡2丁目15番37号
再生債務者 荻原 直之

- 1 決定年月日時 令和8年2月16日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月23日から令和8年3月30日まで

さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第62号

埼玉県越谷市大沢3190番地3
再生債務者 中西修一郎

- 1 決定年月日時 令和8年2月16日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月23日から令和8年4月2日まで

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

令和8年(再イ)第22号

千葉県習志野市谷津3丁目1番15-807号
再生債務者 長谷川敏之

- 1 決定年月日時 令和8年2月16日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月23日から令和8年4月6日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(再イ)第14号

長野県佐久市瀬戸1861番地8
再生債務者 渡邊 憂

- 1 決定年月日時 令和8年2月16日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月23日から令和8年3月30日まで

長野地方裁判所佐久支部

令和7年(再イ)第70号

岐阜県羽島郡笠松町田代586番地の2
再生債務者 堀江 武司

- 1 決定年月日時 令和8年2月16日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月23日から令和8年3月30日まで

岐阜地方裁判所

令和8年(再イ)第26号

札幌市白石区東札幌2条4丁目4番11号
コンフォートM-202号

再生債務者 竹谷 大輔

- 1 決定年月日時 令和8年2月17日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月10日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月24日から令和8年3月31日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和8年(再イ)第6号

静岡県焼津市焼津6丁目6番31号
再生債務者 多々良妙子

- 1 決定年月日時 令和8年2月17日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月10日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月19日から令和8年3月31日まで

静岡地方裁判所民事第2部

令和8年(再イ)第6号

岡山県倉敷市中島272番地 フローレンス倉敷中島905

再生債務者 妹尾 桂子

- 1 決定年月日時 令和8年2月17日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月10日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月24日から令和8年4月2日まで

岡山地方裁判所倉敷支部

令和8年(再イ)第2号

北海道帯広市西24条南3丁目46番地18

再生債務者 三浦賢太郎

- 1 決定年月日時 令和8年2月17日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月24日から令和8年3月31日まで

釧路地方裁判所帯広支部再生係

令和8年(再イ)第11号

神戸市東灘区鴨子ヶ原1丁目3番6号 301号

再生債務者 比嘉 貴之

- 1 決定年月日時 令和8年2月13日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月23日から令和8年4月3日まで

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和8年(再イ)第1号

岡山市南区西市442-2 シェアハウス西市駅前D(住民票上の住所)福島県郡山市若葉町19番9号

再生債務者 山中 諭

- 1 決定年月日時 令和8年2月16日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月13日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月23日から令和8年4月2日まで

岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第74号

茨城県水戸市自由が丘3番13号

再生債務者 吉田 吉実

- 1 決定年月日時 令和8年2月16日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月30日から令和8年4月20日まで

水戸地方裁判所

令和7年（再イ）第56号

埼玉県東松山市大字東平1377番地124
再生債務者 依田 義人

- 1 決定年月日時 令和8年2月16日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月30日から令和8年4月20日まで

さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年（再イ）第509号

東京都江戸川区北小岩8-1-11
再生債務者 中村 宙

- 1 決定年月日時 令和8年2月16日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月30日から令和8年4月20日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和8年（再イ）第11号

東京都新宿区新宿6-27-48-506
再生債務者 市村 理紗（旧姓入江）

- 1 決定年月日時 令和8年2月16日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月30日から令和8年4月20日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和8年（再イ）第35号

東京都豊島区南長崎2-9-10-202
再生債務者 山本 絵美

- 1 決定年月日時 令和8年2月16日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月30日から令和8年4月20日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和8年（再イ）第42号

東京都台東区北上野2-9-19-606 ダイアパレス上野第2

再生債務者 倉西 惇文

- 1 決定年月日時 令和8年2月16日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月30日から令和8年4月20日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和7年（再イ）第19号

長野県下高井郡山ノ内町大字平穏4592番地12
湯本千尋方

再生債務者 青木 千鶴

- 1 決定年月日時 令和8年2月16日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月30日から令和8年4月6日まで

長野地方裁判所民事部再生係

令和7年（再イ）第39号

静岡県田方郡函南町肥田730番地の6

再生債務者 長利 和秋

- 1 決定年月日時 令和8年2月16日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月23日から令和8年4月6日まで

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和8年（再イ）第4号

京都市北区上賀茂菟蒲園町79番地26 北山ヒルズA202号室

再生債務者 榮喜 祥人

- 1 決定年月日時 令和8年2月16日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月23日から令和8年4月2日まで

京都地方裁判所第5民事部再生係

令和8年（再イ）第5号

大阪府三島郡島本町百山15番1-403号

再生債務者 北谷 圭吾

- 1 決定年月日時 令和8年2月16日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月23日から令和8年4月6日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（再イ）第7号

大阪府東大阪市日下町1丁目10番12号
再生債務者 田口 智也

- 1 決定年月日時 令和8年2月16日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月23日から令和8年4月6日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（再イ）第2号

鹿児島県霧島市隼人町住吉281番地 モンフレール隼人A棟103号

再生債務者 藤本 剛士

- 1 決定年月日時 令和8年2月16日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月30日から令和8年4月6日まで

鹿児島地方裁判所加治木支部個人再生係

令和8年（再イ）第2号

青森県上北郡おいらせ町若葉5丁目140番地1792

再生債務者 上村 努

- 1 決定年月日時 令和8年2月17日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月31日から令和8年4月14日まで

青森地方裁判所十和田支部

令和7年（再イ）第54号

茨城県土浦市若松町40番32号 リッツ102

再生債務者 石川 翔太

- 1 決定年月日時 令和8年2月17日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月31日から令和8年4月21日まで

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和7年（再イ）第11号

群馬県桐生市広沢町間ノ島291番地の7

再生債務者 肥塚 成浩

- 1 決定年月日時 令和8年2月17日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月31日から令和8年4月21日まで

前橋地方裁判所桐生支部

令和7年（再イ）第107号

新潟市南区瀬ヶ通748番地55

再生債務者 山下 直樹

- 1 決定年月日時 令和8年2月17日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月31日から令和8年4月21日まで

新潟地方裁判所民事部

令和8年（再イ）第3号

新潟県糸魚川市大字田海349番地4

再生債務者 岡田 卓也

- 1 決定年月日時 令和8年2月17日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月31日から令和8年4月21日まで

新潟地方裁判所高田支部

令和7年（再イ）第6号

新潟県佐渡市高瀬540

再生債務者 宇田 貴光

- 1 決定年月日時 令和8年2月17日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月31日から令和8年4月21日まで

新潟地方裁判所佐渡支部再生係

令和7年（再イ）第27号

富山県高岡市福岡町上糞507番地1 カーサ・ブラシードⅡ棟101号室（前住所高岡市横田468番地3 カリメーラ101号）

再生債務者 横田 征之

- 1 決定年月日時 令和8年2月17日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月24日から令和8年3月31日まで

富山地方裁判所高岡支部

令和8年（再イ）第4号

宮崎市橘通西5丁目3番25号 トピカヒル203号

再生債務者 本間 義邦

- 1 決定年月日時 令和8年2月17日午後1時30分
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月31日から令和8年4月8日まで

宮崎地方裁判所民事部個人再生係

小規模個人再生による書面決議に付する決定**令和7年（再イ）第45号**

茨城県桜川市西桜川2丁目34番地

再生債務者 堀 秀美

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月16日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月6日まで
令和8年2月13日 水戸地方裁判所

令和7年（再イ）第184号

埼玉県久喜市菖蒲町上栢間3400番地2

再生債務者 小椋 勝康

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月13日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月6日まで
令和8年2月13日

さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年（再イ）第3号

埼玉県秩父市中宮地町10番14号 サトーラマンション302

再生債務者 高橋 慎

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月26日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月6日まで
令和8年2月13日

さいたま地方裁判所秩父支部個人再生係

令和7年（再イ）第33号

川崎市川崎区四谷下町21番17-4号

再生債務者 文屋 英一

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月13日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月6日まで
令和8年2月13日

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年（再イ）第60号

岐阜市三田洞884番地10（エントピア岐阜I 3A）、(前住所) 愛知県豊田市青木町1

丁目25番地15

再生債務者 嵯峨 裕貴

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月30日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月6日まで
令和8年2月13日 岐阜地方裁判所

令和7年（再イ）第278号

名古屋市東区泉3丁目23番20号 グランエスポワール泉1004号

再生債務者 赤坂 優

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月21日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月6日まで
令和8年2月13日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（再イ）第36号

富山市八尾町松原275番地1

再生債務者 浅野 寿彰

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月10日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月9日まで
令和8年2月16日 富山地方裁判所民事部

令和7年（再イ）第17号

三重県多気郡明和町大字佐田2427番地2

再生債務者 田端 愁平

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月12日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月9日まで
令和8年2月16日 津地方裁判所松阪支部

令和7年（再イ）第10号

大分県中津市三光佐知653番地1

再生債務者 松原 満也

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年12月23日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月9日まで
令和8年2月16日

大分地方裁判所中津支部個人再生係

令和6年（再イ）第353号

大阪市東淀川区南江口2丁目7番12-401号

再生債務者 仙波 翔太

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月30日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月12日まで
令和8年2月12日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（再イ）第492号

大阪市北区太融寺町3番30-204号

再生債務者 重富 悠希 (旧姓藤田)

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月4日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月12日まで
令和8年2月12日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（再イ）第532号

大阪市平野区喜連7丁目1番26号

再生債務者 岩本 雅幸

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月9日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月12日まで
令和8年2月12日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（再イ）第536号

大阪市天王寺区石ヶ辻町2番11-301号 (営業所の住所 大阪市天王寺区上汐3丁目3-6 1F)

再生債務者 季節料理まことこと 松尾 誠

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月10日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月12日まで
令和8年2月12日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（再イ）第2号

奈良県五條市御山町420番地

再生債務者 谷 正之

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月2日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月12日まで
令和8年2月12日

奈良地方裁判所五條支部個人再生係

令和7年（再イ）第27号

群馬県高崎市保渡田町1002番地5

再生債務者 長峰 徹也

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月3日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月13日まで
令和8年2月13日 前橋地方裁判所高崎支部

令和7年（再イ）第51号

福井県丹生郡越前町小樟第43号8番地21

再生債務者 増田 昌与

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月23日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月13日まで
令和8年2月13日 福井地方裁判所

令和7年（再イ）第27号

長野県中野市中央1丁目3番28号 ハイツ一番館202号

再生債務者 羽片 亮

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月6日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月13日まで
令和8年2月13日

長野地方裁判所民事部再生係

令和7年（再イ）第508号

大阪市浪速区日本橋5丁目7番12-1002号

再生債務者 廣原 直人

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月19日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月13日まで
令和8年2月13日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（再イ）第33号

和歌山県紀の川市古和田5番地3

再生債務者 木村 州雄

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月13日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月13日まで
令和8年2月13日

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(再イ)第214号
 札幌市東区北25条東20丁目1番2-202号
 再生債務者 岸部 裕輔
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月27日
 付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
 16日まで
 令和8年2月16日
 札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第256号
 札幌市西区発寒8条9丁目1番13号
 再生債務者 佐藤 孝昭
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月22日
 付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
 16日まで
 令和8年2月16日
 札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第4号
 静岡県下田市大賀茂666番地
 再生債務者 村主 愛香
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月19日
 付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
 16日まで
 令和8年2月16日 静岡地方裁判所下田支部

令和7年(再イ)第1号
 島根県益田市高津6丁目21番45号
 再生債務者 秦穴 沙歩
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月2日
 付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
 17日まで
 令和8年2月12日 松江地方裁判所益田支部

令和7年(再イ)第2号
 島根県益田市高津6丁目21番45号
 再生債務者 秦穴 安将
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月2日
 付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
 17日まで
 令和8年2月12日 松江地方裁判所益田支部

令和7年(再イ)第113号
 京都市右京区嵯峨中山町19番地29 ビュア嵯
 峨野 202号室
 再生債務者 中澤 黎

1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月5日
 付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
 19日まで
 令和8年2月16日
 京都地方裁判所第5民事部再生係

令和7年(再イ)第118号
 京都市右京区嵯峨野有栖川町34番地8
 再生債務者 南 雅弘
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月10日
 付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
 19日まで
 令和8年2月16日
 京都地方裁判所第5民事部再生係

令和7年(再イ)第4号
 京都府舞鶴市字倉谷1781番地11
 再生債務者 鈴木 直人
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月10日
 付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
 19日まで
 令和8年2月16日
 京都地方裁判所舞鶴支部再生係

令和7年(再イ)第49号
 滋賀県彦根市大堀町490番地8(103号)、(前
 住所)大阪府泉北郡忠南町忠岡南2丁目1番
 18号
 再生債務者 正木 隆平
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月30日
 付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
 23日まで
 令和8年2月16日 大津地方裁判所彦根支部

令和7年(再イ)第454号
 東京都新宿区四谷4-30-21-1105
 再生債務者 富田 慎治
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月10日
 付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
 2日まで
 令和8年2月13日
 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第21号
 千葉県木更津市請西南5-6-3 アルドール
 103(住民票上の住所)千葉県四街道市和
 良比522番地25
 再生債務者 榎田 和之

1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月2日
 付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
 4日まで
 令和8年2月17日
 千葉地方裁判所木更津支部

令和7年(再イ)第193号
 千葉県船橋市海神5丁目27番21-112号
 再生債務者 石井 隼人
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月6日
 付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
 5日まで
 令和8年2月16日
 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(再イ)第485号
 東京都墨田区八広3-33-1
 再生債務者 山谷 智仁
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月2日
 付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
 5日まで
 令和8年2月16日
 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(再イ)第51号
 群馬県前橋市川曲町308番地5 シャルマン
 ハイム C-101号
 再生債務者 齋藤 秀人
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月14日
 付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
 9日まで
 令和8年2月16日
 前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(再イ)第78号
 埼玉県川口市榛松2丁目29番8号
 再生債務者 渡辺 良彦
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月9日
 付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
 9日まで
 令和8年2月16日
 さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第281号
 名古屋市西区那古野1丁目19番2号
 再生債務者 水谷 正

1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月4日
 付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
 9日まで
 令和8年2月16日
 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第15号
 宮城県白石市字清水小路15番地1
 再生債務者 渡邊 楓
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月6日
 付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
 10日まで
 令和8年2月17日
 仙台地方裁判所大河原支部

令和7年(再イ)第48号
 茨城県かすみがうら市稲吉東2丁目9番12号
 ベルエキップⅢ-101
 再生債務者 岡里 真人
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月12日
 付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
 10日まで
 令和8年2月17日
 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和7年(再イ)第189号
 さいたま市南区内容7丁目2番10-203号
 再生債務者 城野 貴守
 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月12日
 付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
 10日まで
 令和8年2月17日
 さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第37号
 静岡県浜松市中央区舞阪町舞阪611番地の1
 再生債務者 今野 弓子
 1 決議に付する再生計画面案 令和7年12月18日
 付け再生計画面案
 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月
 10日まで
 令和8年2月17日
 静岡地方裁判所浜松支部再生係

令和7年(再イ)第46号

三重県津市柳山津興3303番地
再生債務者 野田 雄也

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月3日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月10日まで
令和8年2月17日 津地方裁判所再生係

令和7年(再イ)第21号

釧路市中鶴野33番5号
再生債務者 山口 翔太

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月10日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月16日まで
令和8年2月16日 釧路地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第37号

群馬県邑楽郡邑楽町大字中野127番地1
再生債務者 坂本 弘行

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月28日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月16日まで
令和8年2月13日 前橋地方裁判所太田支部

令和7年(再イ)第523号

大阪府寝屋川市萱島信和町13番1-1007号
丸信リバーサイドコーポ2棟
再生債務者 川上 綾子

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月9日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月16日まで
令和8年2月16日 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第524号

大阪府大東市氷野1丁目3番12号(営業所の住所 大阪府大東市野崎4丁目7-15)
再生債務者 DAITO精密こと 林 茂樹

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月12日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月16日まで
令和8年2月16日 大阪地方裁判所第6民事部

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第530号

大阪市住之江区柴谷2丁目1番82-64号
再生債務者 山下 雅樹

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月9日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月16日まで
令和8年2月16日 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第570号

大阪市西成区梅南2丁目4番27-707号
再生債務者 迫 章伍

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月2日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月16日まで
令和8年2月16日 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(再イ)第77号

大阪府富田林市青葉丘15番11号
再生債務者 南 ありさ

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月5日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月16日まで
令和8年2月16日 大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和7年(再イ)第234号

札幌市東区北11条東11丁目3番20号 クライムビルド302号
再生債務者 高木 豪

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月14日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月17日まで
令和8年2月17日 札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第247号

札幌市西区笥寒10条2丁目1番21-403号
再生債務者 久保 和樹

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月29日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月17日まで
令和8年2月17日 札幌地方裁判所民事第4部

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第257号

札幌市手稲区星置3条6丁目11番1号
再生債務者 矢倉 政志

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月13日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月17日まで
令和8年2月17日 札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第274号

札幌市手稲区明日風5丁目18番10号
再生債務者 隅田 一光

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月6日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月17日まで
令和8年2月17日 札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第275号

札幌市手稲区明日風5丁目18番10号
再生債務者 隅田 文

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月6日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月17日まで
令和8年2月17日 札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第186号

福岡市東区馬出4丁目13-17 ラクラス箱崎宮前106号室(住民票上の住所) 兵庫県神戸市北区唐櫃六甲台7番地の3
再生債務者 山本 正太

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月17日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月3日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月3日まで
令和8年2月10日 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第180号

福岡市西区拾六町団地3番26-404号 市営拾六町住宅26号棟
再生債務者 里山 義仁

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月5日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月5日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月5日まで
令和8年2月12日 福岡地方裁判所第4民事部

福岡地方裁判所第4民事部

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月5日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月5日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月5日まで
令和8年2月12日 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第235号

福岡市早良区原2丁目13番56-903号 レジデンシャル原ブランシエラ サニー・テラス
再生債務者 宮本 晃一

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年12月15日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月5日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月5日まで
令和8年2月12日 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第279号

福岡市博多区千代5丁目1番20号 光マンション 203号
再生債務者 合田 浩昭

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月14日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月5日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月5日まで
令和8年2月12日 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第297号

福岡市博多区諸岡5丁目13番34-205号 sola casa
再生債務者 小川 健治

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月22日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月5日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月5日まで
令和8年2月12日 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第297号

福岡市博多区諸岡5丁目13番34-205号 sola casa
再生債務者 小川 健治

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月22日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月5日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月5日まで
令和8年2月12日 福岡地方裁判所第4民事部

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（再イ）第11号

宮崎県都城市乙房町262番地6
再生債務者 佐藤 和男

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月28日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月5日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月5日まで
令和8年2月12日 宮崎地方裁判所都城支部

令和7年（再イ）第336号

福岡市博多区堅粕4丁目11番32-201号 シティコーポ6・201号室
再生債務者 岩本 仁子

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月10日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月6日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月6日まで
令和8年2月13日 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（再イ）第21号

山口県山陽小野田市千代町2丁目3番26号
再生債務者 梶原 健司

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月10日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月13日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月13日まで
令和8年2月13日 山口地方裁判所宇部支部

令和7年（再イ）第125号

広島市東区戸坂新町2丁目26番18-2号
再生債務者 越智 洋介

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月5日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月16日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月16日まで
令和8年2月16日 広島地方裁判所民事第4部

令和7年（再イ）第27号

山口県宇部市大字東須恵2765番地2
再生債務者 蔵川晃一郎

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月9日付け再生計画面案

- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月16日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月16日まで
令和8年2月16日 山口地方裁判所宇部支部

令和7年（再イ）第8号

愛媛県今治市伯方町木浦甲4512番地5 福仲マンション303号室（前住所）愛媛県今治市東鳥生町3丁目4番24号 レジェンドⅡ101号室

- 再生債務者 柿元 英治
- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月10日付け再生計画面案
 - 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月16日
 - 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月16日まで
令和8年2月16日 松山地方裁判所今治支部

令和7年（再イ）第14号

青森県八戸市売市4丁目4番3号 コーポ北101

- 再生債務者 須藤 恭成
- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月19日付け再生計画面案
 - 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月23日
 - 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月23日まで
令和8年2月13日 青森地方裁判所八戸支部個人再生係

令和7年（再イ）第19号

青森県八戸市大字新井田字坂7-5

- 再生債務者 佐藤ヤエ子
- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月4日付け再生計画面案
 - 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月23日
 - 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月23日まで
令和8年2月16日 青森地方裁判所八戸支部個人再生係

令和7年（再イ）第19号

茨城県日立市諏訪町4丁目5番10号
再生債務者 新川 智祥

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月23日付け再生計画面案

- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月6日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月6日まで
令和8年2月13日 水戸地方裁判所日立支部

令和7年（再イ）第70号

兵庫県尼崎市昭和南通5丁目70番地の2アルテニ崎1001号
再生債務者 安永 慎一

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月10日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月9日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月9日まで
令和8年2月16日 神戸地方裁判所尼崎支部

令和7年（再イ）第71号

兵庫県尼崎市武庫之荘1丁目5番13-901号
再生債務者 千葉 晃弘

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月3日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月9日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月9日まで
令和8年2月16日 神戸地方裁判所尼崎支部

令和7年（再イ）第61号

熊本県宇城市小川町南小野1131番地
再生債務者 岩田 直樹

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月3日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月9日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月9日まで
令和8年2月16日 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年（再イ）第81号

新潟市東区秋葉通3丁目92番地4
再生債務者 成田 秀夫

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月6日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月10日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月10日まで
令和8年2月17日 新潟地方裁判所民事部

令和7年（再イ）第14号

新潟県北蒲原郡聖籠町大字網代浜1007番地14
再生債務者 高松 新二

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月2日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月10日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月10日まで
令和8年2月17日 新潟地方裁判所新発田支部

令和7年（再イ）第15号

新潟県胎内市西本町18番22号 エルウッドV B-206号
再生債務者 鬼頭久美子

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月23日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月10日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月10日まで
令和8年2月17日 新潟地方裁判所新発田支部

令和7年（再イ）第117号

北九州市八幡西区野面2丁目10番1号（105号）
再生債務者 松下 隆史

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月4日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月10日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月10日まで
令和8年2月17日 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年（再イ）第36号

広島県福山市駅家町大字万能倉153番地15
再生債務者 廣中 久貴

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月2日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月16日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月16日まで
令和8年2月16日 広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和7年(再イ)第47号

愛媛県松山市和泉北3丁目22番31号

再生債務者 渡邊 将大

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月12日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月17日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月17日まで
令和8年2月17日 松山地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第40号

宮崎市城ヶ崎3丁目3番地1 ルミナス荘苑

701号

再生債務者 比江島美彦

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月10日付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月17日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月17日まで
令和8年2月17日

宮崎地方裁判所民事部個人再生係

小規模個人再生による再生計画取消**令和4年(再イ)第4号**

愛媛県松山市畑寺1丁目7番38号 吟松団地

221号

再生債務者 渡部 裕二

- 1 主文 本件再生計画を取り消す。
- 2 理由の要旨 令和4年9月9日に認可した再生計画には、民事再生法189条1項2号に定める事由がある。

令和8年2月17日 松山地方裁判所民事部

令和5年(再イ)第57号

大阪市港区波除3丁目4番15号 山根ビル

402号

再生債務者 南波 耕太

- 1 主文 本件再生計画を取り消す。
- 2 理由の要旨 令和5年6月6日に認可した再生計画には、民事再生法189条1項2号に定める事由がある。

令和8年2月16日

大阪地方裁判所第6民事部

**給与所得者等再生による再生
手続開始****令和7年(再口)第11号**

宮城県名取市愛島台2丁目18番地の12

再生債務者 只野 伶大

- 1 決定年月日時 令和8年2月16日午後5時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月30日から令和8年4月13日まで

仙台地方裁判所第4民事部

令和7年(再口)第16号

京都市左京区修学院山ノ鼻町18番地13

再生債務者 中山小由美

- 1 決定年月日時 令和8年2月16日午後3時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月23日から令和8年4月2日まで

京都地方裁判所第5民事部再生係

**給与所得者等再生による再生
計画案についての意見聴取****令和7年(再口)第10号**

名古屋市中川区供米田2丁目1701番地

グリーンコーポ清水205号

再生債務者 江田 智成

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和8年1月18日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和8年3月9日まで
令和8年2月16日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再口)第1号

茨城県牛久市柏田町1603番地2

再生債務者 矢澤 清彦

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和8年1月27日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和8年3月10日まで
令和8年2月17日

水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

**給与所得者等再生による再生
計画認可****令和7年(再口)第8号**

京都市伏見区醍醐南西裏町10番地148

再生債務者 小林 実

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和8年2月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年2月17日

京都地方裁判所第5民事部再生係

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることとなります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

令和8年(チ)第1号

岐阜県美濃加茂市牧野2472番地3

申立人 有限会社キンショウ

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 可児郡可児町今渡215番戸

所在等不明共有者 山口市次郎

(不動産登記記録上の住所) 可児郡可児町今渡236番戸

所在等不明共有者 山口 末吉

(不動産登記記録上の住所) 可児郡可児町今渡208番戸

所在等不明共有者 大沢 かね

(不動産登記記録上の住所) 可児郡可児町今渡225番戸の2

所在等不明共有者 大沢 清一

(不動産登記記録上の住所) 可児郡可児町今渡246番戸

所在等不明共有者 渡辺兼太郎

(不動産登記記録上の住所) 可児郡可児町今渡240番戸

所在等不明共有者 渡辺源三郎

(不動産登記記録上の住所) 可児郡可児町今渡216番戸の2

所在等不明共有者 渡辺鍋九郎

(不動産登記記録上の住所) 可児郡可児町今渡237番戸

所在等不明共有者 林 仁三郎

(不動産登記記録上の住所) 可児郡可児町今渡260番戸

所在等不明共有者 林 兼市

(不動産登記記録上の住所) 可児郡可児町今渡265番戸

所在等不明共有者 林 吉助

(不動産登記記録上の住所) 可児郡可児町今渡237番戸

所在等不明共有者 林 宇七

届出期間満了日 令和8年6月13日

令和8年2月13日 岐阜地方裁判所御嵩支部

(別紙) 物件目録

1 所在 可児市川合字東畑

地番 2106番3

地目 山林

地積 599平方メートル

(所在等不明共有者の各持分 59分の1)

**所有者不明土地及び建物管理
命令に関する異議の催告**

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。

令和7年(チ)第13号

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

申立人 新潟市

住所・居所 不明

(最後の住所) 新潟市東区下木戸2丁目25番1号

所有者 亡戸松整太郎相続財産

届出期間満了日 令和8年4月10日

令和8年2月13日 新潟地方裁判所

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することになりました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、各社の株主総会の承認決議は、令和八年二月二十五日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年六月二十六日

掲載頁 一三六頁(号外第一四四号)

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年六月二十六日

掲載頁 一三六頁(号外第一四四号)

(丙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年六月二十六日

掲載頁 一三七頁(号外第一四四号)

令和八年二月二十六日

東京都中央区湊二丁目四番一号

(甲) 日本ソーイング株式会社

代表取締役 高見 光

東京都中央区湊二丁目四番一号

(乙) 日本ソーイング東京受注センター株式会社

代表取締役 高見 光

東京都中央区湊二丁目四番一号

(丙) 日本ソーイング福岡株式会社

代表取締役 土手 裕基

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。

効力発生日は令和八年三月三十一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) https://bita.jp/ir

(乙) https://bita.jp/ir/ourly

令和八年二月二十六日

東京都品川区西五反田一丁目一番八号

(甲) 株式会社ビットエー

代表取締役 橋本 和樹

東京都品川区西五反田一丁目五番一八号

(乙) ourly株式会社

代表取締役 坂本 良介

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年十二月十七日

掲載頁 一五二頁(号外第二七五号)

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年十二月十七日

掲載頁 一五一頁(号外第二七五号)

令和八年二月二十六日

東京都品川区西五反田一丁目一三番七号マ

ルキビル一〇一号室

(甲) 株式会社日本農業

代表取締役 内藤 祥平

静岡県菊川市耳川三九番地の一

(乙) ジャパンベジタブル株式会社

代表取締役 松本 康平

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年七月十五日

掲載頁 七十三頁(号外第一六二号)

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年七月十四日

掲載頁 一二六頁(号外第一六一号)

令和八年二月二十六日

東京都品川区西五反田七丁目二四番五号

(甲) 日本アウトソース株式会社

代表取締役 奥山 昌幸

東京都中央区日本橋二丁目一六番五号

(乙) リスモン・マッスル・データ株式会社

代表取締役 藤本 太一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年三月三十一日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年七月四日

掲載頁 三二二頁(号外第一五四号)

(乙) https://www.kit.co.jp

令和八年二月二十六日

東京都港区麻布台一丁目三番一号麻布台ヒ

ルズ森JPタワー二七階

(甲) エキサイト株式会社

代表取締役 西條 晋一

東京都港区麻布台一丁目三番一号麻布台ヒ

ルズ森JPタワー二七階

(乙) iXIT株式会社

代表取締役 西條 晋一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することになりました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 日刊工業新聞

掲載の日付 令和八年二月二十六日

掲載頁 三頁

(乙) 掲載 日刊工業新聞

掲載の日付 令和八年二月二十六日

掲載頁 三頁

(丙) 計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月二十六日

横浜市港北区新横浜三丁目二三番地三

(甲) 株式会社スタック

代表取締役 澤田 光宏

静岡県掛川市本郷四〇番地の三

(乙) 株式会社栄光建設

代表取締役 澤田 光宏

静岡県静岡市清水区由比一五三番地の一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年八月二十二日

掲載頁 六十八頁(号外第一九〇号)

(乙) 掲載 胆江日新聞

掲載の日付 令和八年二月五日

掲載頁 七頁

令和八年二月二十六日

新潟県新発田市新栄町三丁目四一一一

(甲) 株式会社綿半工務

代表取締役 横山 大二

鹿児島市城山町一五番地三

(乙) 小山工建株式会社

代表取締役 横山 大二

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することになりました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年八月二十二日

掲載頁 六十八頁(号外第一九〇号)

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年八月二十二日

掲載頁 七十二頁(号外第一九〇号)

(丙) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年八月二十二日

掲載頁 八十四頁(号外第一九〇号)

令和八年二月二十六日

新潟県新発田市新栄町三丁目四一一一

(甲) 株式会社綿半工務

代表取締役 横山 大二

長野県飯田市北方一〇二三番地一

(乙) 株式会社綿半林業の家

代表取締役 因幡 善治

静岡県浜松市中央区富塚町五〇六七一

(丙) 株式会社綿半ホームズ

代表取締役 因幡 善治

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することになりました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <http://www.kyoden.co.jp/>

掲載 官報

掲載の日付 令和七年七月二十四日

掲載頁 二二二頁(号外第一六九号)

掲載 官報

掲載の日付 令和七年六月二十五日

掲載頁 五十五頁(号外第一四三号)

令和八年二月二十六日

長野県上伊那郡箕輪町大字三日町四八二番地一 (甲) 株式会社キョウデン

代表取締役 宮永圭一郎

静岡県伊豆の国市三福八〇番二

(乙) 株式会社キョウデンプレシジョン

代表取締役 海老塚 隆

長野県上伊那郡箕輪町大字三日町四八二番地一

(丙) 株式会社キョウデンダイレクト

代表取締役 門野 浩士

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 中部経済新聞

掲載の日付 令和八年二月十六日

掲載頁 二頁

掲載 官報

掲載の日付 令和八年二月十六日

掲載頁 九十頁(号外第三十二号)

令和八年二月二十六日

愛知県豊橋市向草間町字北新切九五番地

(甲) イノチオアグリ株式会社

代表取締役 石黒 信生

岐阜県揖斐郡大野町大字上磯四九番地の三

(乙) 株式会社エノモト農材

代表取締役 小川 文博

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) https://www.awi.co.jp/ja/public_notice/396.html

令和八年二月二十六日

大阪府中央区南船場二丁目二番八号

(甲) エア・ウォーター・ガスプロダク

ツ株式会社

代表取締役 坂本 公昭

岩手県紫波郡紫波町犬渕字南谷地七二番地一

(乙) 岩手液酸株式会社

代表取締役 樋口 貴哉

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出

済。

掲載 官報

掲載の日付 令和七年九月十七日

掲載頁 五十九頁(号外第二〇八号)

令和八年二月二十六日

大阪府豊中市上新田四丁目六番三号

(甲) 株式会社イーディーピー

代表取締役 藤森 直治

大阪府茨木市島四丁目二六番六号

(乙) エス・エフ・ディー株式会社

代表取締役 藤森 直治

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <http://www.ndenshi.jp/rtb02/>

(乙) <https://public-notice.jp/technical/>

(丙) <http://www.ndenshi.jp/ttc03/>

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和八年二月十八日

掲載頁 六十四頁(号外第三十四号)

掲載 官報

掲載の日付 令和八年二月十八日

掲載頁 四十三頁(号外第三十四号)

令和八年二月二十六日

大阪府東大阪市宝町二三番五三三

(甲) 城北宣広株式会社

代表取締役 大友 順

大阪府東大阪市宝町二三番五三三

(乙) 城北サービス株式会社

代表取締役 柘植 茂

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和八年一月三十日

掲載頁 一五八頁(号外第二十一号)

掲載紙 官報

掲載の日付 令和八年一月三十日

掲載頁 一五〇頁(号外第二十一号)

令和八年二月二十六日

大阪府港区海岸通一丁目五番二二二

(甲) 中谷エネテック株式会社

代表取締役 中谷庄司朗

大阪府港区海岸通一丁目五番二二二

(乙) 株式会社ワークワン

代表取締役 白神 良二

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することになりましたので、公告します。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <http://www.ndenshi.jp/rtb02/>

(乙) <https://public-notice.jp/technical/>

(丙) <http://www.ndenshi.jp/ttc03/>

令和八年二月二十六日

兵庫県神戸市兵庫区浜山通六丁目一番一

(甲) 菱神テクニカ株式会社

代表取締役 河瀬 千春

兵庫県尼崎市塚口本町八丁目一番一

(乙) 菱彩テクニカ株式会社

代表取締役 和田 昭二

兵庫県尼崎市塚口本町八丁目一番一

(丙) 通菱テクニカ株式会社

代表取締役 黒田 悦司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりましたので公告します。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和八年二月五日

掲載頁 九十二頁(号外第二十六号)

令和八年二月二十六日

広島県三次市三良坂町三良坂五〇四二番地六

(甲) 株式会社ジャパンフアシリテイ

代表取締役 渡部 彰

広島市中区広瀬北町三番一〇号和光広瀬ビル七階一C

(乙) 株式会社リザーベーションシステム

代表取締役 渡部 彰

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりましたので公告します。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和八年二月九日

掲載頁 六十四頁(号外第二十八号)

令和八年二月二十六日

広島市西区観音本町一丁目一六番二二二

(甲) 株式会社福永建設工業

代表取締役 福永 大作

広島市西区観音本町一丁目二番二五号C

(乙) 株式会社イーコム

代表取締役 福永 栄作

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の企業・法人福利厚生サービス事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

- (甲) 掲載 官報
掲載の日付 令和七年七月三十一日
掲載頁 一九七頁(号外第一七五号)

令和八年二月二十六日
千葉県浦安市入船一丁目五番二号

- (甲) 株式会社リエイライフ
代表取締役 椋澤 大樹
(乙) 株式会社リエイ
代表取締役 椋澤 一

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のシルバー事業二十二施設に係る事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

- (甲) 確定した最終事業年度はありません。
(乙) 金融商品取引法による有価証券報告書提出

令和八年二月二十六日
東京都中野区本町二丁目五四番一―号

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のファンド運営会社への出資事業に関する権利義務及びファンドに係る運営事業に関する権利義務の一部を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

- (甲) 株式会社アズ・レジデンス
代表取締役 前田 隆博
(乙) 株式会社レオパレス21
代表取締役 宮尾 文也

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

- (甲) 確定した最終事業年度はありません。
(乙) http://www.revic.co.jp/rc/koukoku
令和八年二月二十六日
東京都千代田区大手町一丁目六番一―号

- (甲) REVIC復興キャピタル株式会社
代表取締役 坂本 啓晃
(乙) REVICキャピタル株式会社
代表取締役 坂本 啓晃

吸収分割公告

当社(甲)は、吸収分割により丸澤機工株式会社(乙、住所東京都大田区鶴の木二丁目四〇番五号)の不動産管理に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

- (甲) 確定した最終事業年度はありません。
(乙) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年六月二十七日
掲載頁 一九二頁(号外第一四六号)

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の放送事業及びこれに付随する事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

- (甲) 株式会社NETOPTIA
代表取締役 谷島 雄人
(乙) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年六月十六日
掲載頁 五十九頁(号外第一三二号)

令和八年二月二十六日

- 東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇―三恵比寿ガーデンプレイスタワー
(甲) 株式会社AXNエンタテインメント
代表取締役 野島 亮司
東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇―三恵比寿ガーデンプレイスタワー
(乙) AXN株式会社
代表取締役 野島 亮司

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

- (甲) 確定した最終事業年度はありません。
(乙) 掲載 官報
掲載の日付 令和八年二月十七日
掲載頁 九十五頁(号外第三十三号)

令和八年二月二十六日
東京都渋谷区道玄坂一丁目三番一―号

- (甲) 飯島産業株式会社
代表取締役 飯島 和子
(乙) 飯島興業株式会社
代表取締役 飯島 和子

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の金融関連事業(デジタルアセット事業に関するものを除く)に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

- (甲) 日刊工業新聞
掲載の日付 令和七年七月二日
掲載頁 十三頁
(乙) 掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年七月九日
掲載頁 七十三頁(号外第一五七号)

令和八年二月二十六日

- 東京都港区六本木一丁目六番一―号
(甲) SBIネオバンクシステム株式会社
代表取締役 木村 紀義
東京都港区六本木一丁目六番一―号
(乙) SBIエキュリティ・ソリューションズ株式会社
代表取締役 奥山 真史

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産管理事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

- (甲) 確定した事業年度はありません。
(乙) 掲載 官報
掲載の日付 令和八年一月二十七日
掲載頁 八十三頁(号外第十七号)

令和八年二月二十六日
川崎市中原区下小田中三丁目一五番一―号

- (甲) 株式会社S&F CAPITAL
代表取締役 手塚 文男
川崎市中原区下小田中三丁目一五番一―号
(乙) 東幸電気工株式会社
代表取締役 手塚 文男

吸収分割公告

当社(乙)は、吸収分割により株式会社東陽(甲、住所愛知県刈谷市中山町五丁目一〇番地)に対して当社の機能性材料事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

- (甲) 掲載 官報
掲載の日付 令和八年二月十七日
掲載頁 九十六頁(号外第三十三号)

令和八年二月二十六日
https://www.monie.co.jp/
神奈川県横浜市青葉区あざみ野南一丁目三番地三

- 株式会社モリテックス
代表取締役 川崎 信幸

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のメーカー物流受託事業に関する権利義務のうち吸収分割契約書において定めるものを承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出

(乙) 掲載 官報 掲載の日付 令和七年七月四日 掲載頁 六十二頁(号外第一五四号)

令和八年二月二十六日 愛知県名古屋市中区東片端町八番地 (甲) 株式会社スズケン 代表取締役 浅野 茂

愛知県名古屋市中区東片端町八番地 (乙) 株式会社エス・ディ・ロジ 代表取締役 荻田 成

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(乙) 掲載 日刊工業新聞 掲載の日付 令和七年六月五日 掲載頁 二頁

また、吸収分割の効力発生日までに、甲はAGLインベストメント株式会社に、乙はSFIインベストメント合同会社へとそれぞれ組織変更いたします。

令和八年二月二十六日

滋賀県東近江市青野町四六〇〇番地

(甲) AGLインベストメント合同会社 代表社員 重田 泰

滋賀県東近江市青野町四六〇〇番地 (乙) SFIインベストメント株式会社 代表取締役 重田 泰

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の事業に関して有する権利義務の一部を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) 計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月二十六日 岡山市南区浜野四丁目一五番二五号 (甲) 株式会社スペース 代表取締役 高塚 浩史

岡山市中区平井一三三番地の三 (乙) 有限会社スペースラップ 代表取締役 高塚 浩史

吸収分割公告

当社(甲)は、吸収分割により株式会社TRIALS(乙)、住所福岡市東区多の津一丁目一二番二号)の株式会社西友及び株式会社STリテールの管理事業に関して有する権利義務を承継することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日です。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) https://trial-holdings.inc

(乙) 確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月二十六日 福岡市東区多の津一丁目一二番二号 株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 石橋 亮太

吸収分割公告

当社(甲)は、吸収分割により株式会社TRIALS(乙、住所福岡市東区多の津一丁目一二番二号)の株式会社トライアルカンパニーの管理事業に関して有する権利義務を承継することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日です。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出

(乙) 確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月二十六日 福岡市東区多の津一丁目一二番二号 株式会社トライアルホールディングス 代表取締役 永田 洋幸

新設分割公告 当社は、新設分割により設立する株式会社青屋(住所・東京都足立区関原三丁目二三番一六号)に対して当社の青果物その他飲食料品の販売事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月二十六日 東京都足立区関原三丁目二三番一六号 有限会社スワヤ 代表取締役 百瀬 裕二

新設分割公告 当社は、新設分割により新設するフクフク株式会社(住所名古屋市中区錦二丁目三番一六号)に対して当社の事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

掲載紙 日刊工業新聞 掲載の日付 令和八年二月十三日 掲載頁 二十七頁

令和八年二月二十六日 静岡県浜松市天竜区二俣町二俣一六六番地の一 株式会社イケダヤ 代表取締役 池田 勝臣

新設分割公告 当社は、新設分割により新設するトリゼンファーズエリート株式会社(住所福岡市東区箱崎ふ頭六丁目七番三号)に対して当社の不動産賃貸業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月二十六日 福岡市東区箱崎ふ頭六丁目七番三号 トリゼン興産有限公司 代表取締役 河津 善博

組織変更公告 当組合は、株式会社組織変更することになりました。

組織変更後の商号は、株式会社カンセイとしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当組合の直近の貸借対照表は、当組合掲示場に掲示しております。

令和八年二月二十六日 北海道千歳市流通一丁目三番地の六 協業組合カンセイ 代表理事 曙 嘉輝

組織変更公告 当社は、株式会社組織変更することになりました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十六日 埼玉県和光市白子三丁目一五番一五三〇二号 KPS合同会社 代表社員 芝田 正志

組織変更公告 当社は、株式会社組織変更することになりました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十六日 東京都荒川区東尾久四丁目五二一四一〇〇二 合同会社HOMEBOUND 代表社員 平林 省吾

組織変更公告 当社は、株式会社組織変更することになりました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十六日 東京都渋谷区円山町五番五号Navi渋谷 V三階 Syntz合同会社 代表社員 大平 亮

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十六日
東京都中央区銀座八丁目一六番四号三階
Azure Partners 合同会社
代表社員 石井 里紗

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十六日
東京都品川区北品川三丁目三番七号K S O
701-0001
合同会社SEDAI
代表社員 鈴木 渉平

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十六日
東京都福生市武蔵野台一丁目五番一七号
合同会社G13
代表社員 竹内 莉富

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月三十日であり、当社の総株主の同意の取得は令和八年三月十七日を予定しております。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十六日
東京都港区新橋五丁目二三番七号
Neon Renewable Japan株式会社
代表取締役 クリストフ・デブラ・レディエ

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報
掲載の日付 令和八年一月二十七日
掲載頁 九十六頁(号外第十七号)

令和八年二月二十六日
愛知県名古屋市中区菊井二丁目六番一六号
株式会社折兼ホールディングス
代表取締役 伊藤 崇雄

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月三十日であり、組織変更後の商号は株式会社COCO不動産とします。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十六日
名古屋市西区名西二丁目一〇番二号
合同会社R&K
代表社員 杉本 憲亮

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十六日
滋賀県東近江市青野町四六〇〇番地
AGラインベストメント合同会社
代表社員 重田 泰

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十六日
滋賀県東近江市青野町四六〇〇番地
S F インベストメント株式会社
代表取締役 重田 泰

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十六日
大阪府中央区南船場二丁目四番八号
合同会社心齋橋会計
代表社員 櫛部 満徳

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十六日
福岡市中央区天神四一六二八・いちご天神ノースビル七階
合同会社ART Capital
代表社員 福田 敦子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十六日
沖縄県那覇市銘苅二丁目三番一四階四〇二号室
合同会社R. Beauty Office
代表社員 神谷 理恵

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十一億四千四百四十六万七千五百七十七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報
掲載の日付 令和八年一月十六日
掲載頁 八十九頁(号外第九号)

令和八年二月二十六日
青森県三沢市大字三沢字下久保五九番地三八三号
株式会社MIRISSO
代表取締役 中道 勝

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億円減少し、その減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年七月十六日
掲載頁 六十一頁(号外第一六三号)

令和八年二月二十六日
東京都千代田区大手町一丁目一番三号
F L E E T P I T L O C K株式会社
代表取締役 秋元 晃嗣

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億一千二百五十九万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月二十六日
東京都千代田区有楽町一丁目七番一有楽町電気ビルディング北館八階
Kホールディングス株式会社
代表取締役 吉村 就太

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千三百二十八万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報
掲載の日付 令和七年七月二十四日
掲載頁 二二五頁(号外第一六九号)

令和八年二月二十六日
東京都千代田区丸の内一丁目六番五号
株式会社Programat
代表取締役 齊藤 達哉

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十三億九千二百三十万円減少し、そのうち九千九百九十二万四千九百八十二円を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりですが、期中に資本金の額が増加し、現在資本金の額は十四億二千三百万円となっております。

掲載 官報
掲載の日付 令和七年七月十六日
掲載頁 七十三頁(号外第一六三号)

令和八年二月二十六日
東京都千代田区大手町二丁目二番一七号
株式会社クリーンエナジーコネクト
代表取締役 内田 鉄平

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億二千三百五十万四千六百六十円減少することいたしました。

令和八年二月二十六日

東京都新宿区新宿一丁目三六番二号

代表取締役 稲田 雅彦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億四千九百九十四万八千円減少し、減少する資本金の額の全額を資本準備金とすることいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十六日

東京都港区芝浦一丁目二番三号 Daiwa

代表取締役 萩原 鼓十郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億六千九百九十九万八千三百七十二円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十六日

東京都港区新橋六丁目一三番一〇号

代表取締役 中島 一明

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億三千二百八十五万円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十六日

東京都港区赤坂二丁目四番六号 赤坂グリーンクロス二一階

株式会社ドルフィン・バリュー・アツプ 18号

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千五百万円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十六日

東京都文京区本郷七丁目三番一号

エクセルギー・パワー・システムズ株式会社

代表取締役 三浦 大助

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三十一億一千七百七十三万六千六百七十四円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十六日

東京都千代田区丸の内二丁目五番一号丸の内二丁目ビル六階

エンデバー・ユナイテッド・パートナーズ・40株式会社

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千七百九十九万八千五百十四円減少し、減少額全額を資本準備金とすることいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十六日

東京都世田谷区玉川三丁目二〇番二号マノア玉川第三ビル五〇一

株式会社 Spatial Pleasure

代表取締役 鈴木 綜真

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億百五十五万二千円減少し一千万円とすることいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十六日

名古屋市中村区則武一丁目一〇番六号

光フードサービス株式会社

代表取締役 大谷 光徳

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千二百八十八万二千七百七十六円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十六日

名古屋市東区東桜一丁目一〇番九号

株式会社 S.M.A.L.L. WORLD

代表取締役 張 隆輝

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億五千四百二十三万四百七十九円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十六日

京都市南区久世東土川町二九七番地

エンデバー・ユナイテッド・パートナーズ・39株式会社

代表取締役 飯塚 敏裕

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億七千五百九十六万円減少し百万円とすることいたしました。

効力発生日は令和八年三月二十八日であり、株主総会の決議は令和八年二月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十六日

大阪府中央区難波五丁目一番六〇号

e スタジアム株式会社

代表取締役社長 加藤 寛之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七千九百万円減少し五千円とすることいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十六日

大阪府中央区南本町二丁目六一五フアースト船場ビル二〇一A号室

JY GROUP株式会社

代表取締役 阿部 彦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千四百五十五万円減少し一億円とし、減少額全額を資本準備金とすることいたしました。

効力発生日は令和八年三月三十日であり、株主総会の決議は、令和八年二月十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十六日

鳥取県境港市幸神町三五三番地

fructus2号株式会社

代表取締役 橘 芳樹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百五十万円減少することにしたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

掲載紙 官報

令和八年二月九日 掲載頁 五十八頁(号外第二十八号)

福岡県久留米市諏訪野町二二七八番地

代表取締役 高橋株式会社

資本金の額の減少公告

当社は、大阪中小企業投資育成株式会社を割当先とする募集株式の発行により資本金の額が七千七百円増加することを条件として、資本金の額を七千七百円減少し、減少する資本金の額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

掲載紙 官報

令和七年六月三十日 掲載頁 一六二頁(号外第一四八号)

北九州市小倉南区中曾根東一丁目三番一―号

代表取締役 沖 一生

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を一億九千四百四十七千八百八十三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十六日 北海道釧路市芦野四丁目一番三号

代表取締役 工藤 健司

準備金の額の減少公告

当社は、効力発生日を令和八年三月一日とする株式交換により資本準備金の額が増加することを条件として、その増加額全額を減少することにしたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

掲載紙 官報

令和八年二月十九日 掲載頁 一一七頁(号外第三十五号)

群馬県太田市東新町六八五番地

代表取締役 木下不二夫

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、募集株式の発行により資本金及び資本準備金の額が増加することを条件として、資本金の額を二億五千万円、資本準備金の額を七億二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

掲載紙 日刊工業新聞

令和七年七月十一日 掲載頁 六頁

東京都港区港南二丁目一五番三号

代表取締役 坂倉 克紀

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、募集株式の発行により資本金及び資本準備金の額が増加した場合、資本金の額を五億七千八百六十六万円(ただし、募集株式の発行により同時に増加する資本金の額がこれと異なる場合は、当該金額とする。)減少し、減少後の資本準備金の額を零円とすることにいたしました。

この決定により効力発生日後の資本金の額及び資本準備金の額は同日前を下回ることはございません。

令和八年二月二十六日

代表取締役 伊東 大輔

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

令和八年二月二十六日

東京都品川区大崎一丁目二〇番三号

代表取締役 伊東 大輔

タメニ株式会社

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九億八千四百三十六万五千三百四十四円、資本準備金の額を七億二千九百四十三万九千九百九十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月二十六日

東京都港区浜松町二丁目二番二―号

代表取締役 山崎 浩史

株式会社シャノン

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千四百四十七万四千二百二十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報

令和七年七月十日 掲載頁 五十九頁(号外第一五九号)

東京都千代田区内幸町二丁目一番一号

代表取締役 森山 哲雄

Carbbon Xtract株式会社

令和八年二月二十六日

静岡県三島市文教町一丁目九番一―号

株式会社Z会エデュース

代表取締役 野村 景子

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億円、資本準備金の額を一億一千万円減少し、それぞれ一億円、四億五千万円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年二月二十三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報

令和七年四月九日 掲載頁 九五頁(号外第八十号)

大阪市淀川区宮原一丁目一番一号

代表取締役 金 潤 潤

Magnachip Semiconductor株式会社

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千五百万円、資本準備金の額を四千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報

令和八年二月二十六日 福岡市博多区古戸町三一―二一三〇―一

代表取締役 吉田 拓巳

株式会社nommoc

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年三月十八日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましてので公告いたします。

令和八年二月二十六日 石川県加賀市塩屋町壱一番地一

代表取締役 谷口 太郎

https://www.zkai.co.jp/

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和八年二月二十六日
仙台市宮城野区大槻一三番三〇号
株式会社加納工業所
代表取締役 福田 幸穂

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和八年二月二十六日
東京都台東区浅草橋一丁目九番一六号
株式会社アネコレーション
代表取締役 石井 隆雄

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和八年二月二十六日
神奈川県平塚市中堂一八番八号E棟三階
株式会社湘南ベルマーレ
代表取締役 大多和亮介

株式会社併合につき株券提出公告

当社は、株式百株を一株に併合することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年三月三十一日までに当社にご提出下さい。

令和八年二月二十六日
東京都港区北青山三丁目六番七号青山パラ
シオタワー一階
リージェンシー・グループ株式会社
代表取締役 沼能 功

株式会社等売渡請求につき株券等提出公告

当社の特別支配株主である日本曹達株式会社より株式売渡請求があり、当社はそれを承認いたしましたので、売渡請求の対象となる当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年三月十七日までに当社にご提出下さい。

令和八年二月二十六日
群馬県高崎市小八木町三一三番地
新富士化成薬株式会社
代表取締役 横田 因

限定承認公告

本籍宮城県仙台市太白区土手内一丁目二五番地二二三、最後の住所東京都豊島区上池袋二丁目四〇番一〇号ニューキャッスル池袋四〇二号
右被相続人は令和五年十二月二十一日死亡し、その相続人は令和八年二月四日東京家庭裁判所に限定承認をしたから、一切の相続債権者及び遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年二月二十六日
福島県郡山市富田東一丁目一七YSメデイカ郡山三一〇
相続財産清算人 佐藤 由香
合併及び合併につき株券等提出公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

- (甲) 掲載 日刊工業新聞
掲載日付 令和八年二月十日
掲載頁 三頁
- (乙) 掲載 官報
掲載日付 令和八年二月十七日
掲載頁 八十七頁(号外第三十三号)

また、乙の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年三月三十一日までに当該株券を乙にご提出下さい。
令和八年二月二十六日
埼玉県川口市領家五丁目一三番三五号
(甲) 株式会社城南製鋼所
代表取締役 澤 貴至
(乙) 株式会社アスパラントグループS
PC12号
代表取締役 中村 彰利

新規信託分割の公告

みずほ信託銀行株式会社(受託者)は、左記のとおり、令和八年三月三十一日付で左記一の信託を新規分割し、公告しします。この分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載日の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

- 一、従前の信託の特定
(一) 信託の当事者
委託者兼受益者
東京都千代田区丸の内一丁目三番二号
S M F L みらいパートナーズ株式会社

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目三番三三号
みずほ信託銀行株式会社
(二) 信託の年月日及び契約名称
令和六年二月二十九日付不動産管理処分信託契約書(その後の変更を含む)

二、従前の信託において作成された財産状況開示資料等
右記一の信託についての、信託法施行規則(平成十九年法務省令第四十一号)第十七条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会ください。

三、分割の効力が生じる日以後の従前の信託及び新たな信託財産責任負担債務の履行の見込みいずれも履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については左記連絡先にご照会ください。
四、連絡先
東京都千代田区丸の内一丁目三番三三号
みずほ信託銀行株式会社 不動産信託部
電話番号 〇三三四三三五七三七二
受託者 東京都千代田区丸の内一丁目三番三三号
代表取締役社長 笹田 賢一

新規信託分割の公告

三菱UFJ信託銀行株式会社(受託者)は、左記のとおり、令和八年四月二十四日付で左記の信託を新規信託分割しますので、公告しします。この分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載日の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

一、従前の信託の特定
(一) 信託の当事者
委託者兼受益者
東京都千代田区飯田橋三丁目一三番一七号
大和ハウス工業株式会社
受託者
東京都千代田区丸の内一丁目四番五号
三菱UFJ信託銀行株式会社

- (二) 信託の年月日
平成三十年十二月六日
- (三) 契約締結日及び契約名称
平成三十年十二月六日付不動産管理処分信託契約書(その後の変更、承継等を含む)

二、従前の信託において作成された財産状況開示資料等

右記の信託についての、信託法施行規則(平成十九年法務省令第四十一号)第十七条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会ください。

三、分割が効力を生じる日以後の信託及び新たな信託の信託財産責任負担債務の履行の見込みいずれも履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については左記連絡先にご照会ください。
四、連絡先
東京都港区港南二丁目九番八号
三菱UFJ信託銀行株式会社
不動産管理部 カストディ営業グループ
電話番号 〇三三五四六二一三七〇八
令和八年二月二十六日
受託者
東京都千代田区丸の内一丁目四番五号
三菱UFJ信託銀行株式会社
支配人 岡本 泰典

優先資本の額の減少公告
当社は、優先資本の額を四十五億七千万円減少し、二千八百万円とすることにいたしました。効力発生日は令和八年三月三十一日であり、社員総会の決議は、令和八年二月十日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は令和七年六月十八日付官報の号外第一三五号九十四頁に掲載されています。
令和八年二月二十六日
東京都中央区日本橋一丁目四番一号
伊勢原施設開発特定目的会社
取締役 田淵 安春

優先資本の額の減少公告

当社は、優先資本の額を金十億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
<http://www.asa-epn.jp/ir/0000935/6xy8/>
令和八年二月二十六日
東京都港区虎ノ門三丁目三番一〇一〇二〇号
Ever Glory Property 特定目的会社
取締役 栗国 正樹

優先資本の額の減少公告
当社は、優先資本の額を金十億円減少することにいたしました。

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十二億一千三百万円減少することにいたしました。

令和八年二月二十六日 東京都渋谷区円山町二〇番一

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二億七億三、〇四五万円減少し、金一、〇九〇万円とすることにいたしました。

令和八年二月二十六日 東京都中央区京橋二丁目二番六号A O J

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金三十八億七百万円減少することにいたしました。

令和八年二月二十六日 東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二七〇

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金九億五千七百七十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

令和八年二月二十六日 東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二七〇

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金九億五千七百七十五万円減少することにいたしました。

令和八年二月二十六日 東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二七〇

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二億千六百三十万五千円減少することにいたしました。

令和八年二月二十六日 東京都港区元赤坂一丁目一番七号

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額十五億千四百六十万円減少することにいたしました。

令和八年二月二十六日 東京都千代田区丸の内一丁目一番一

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

訂正公告

令和八年二月十八日(号外第三十四号)掲載の左記会社に係る資本金の額の減少公告中、「代表取締役 鶴山 修司」とあるは「代表取締役 松本 昌一」の誤りにつき訂正します。

令和八年二月二十六日 茨城県東茨城郡茨城町中央工業団地九番一〇

訂正公告

令和八年二月十九日(号外第三十五号)掲載の株式会社立実家に係る決算公告中、住所中「巒田 三」とあるは「巒田 三」の誤りにつき訂正します。

令和八年二月二十六日 茨城県古屋市中区栄二一四一八

取消公告

令和八年二月六日(号外第二十七号)掲載のNEXCO中日本サービス株式会社に係る宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告は取消します。

令和八年二月二十六日 NEXCO中日本サービス株式会社

正 誤

ページ 行 誤 正

令和七年十一月七日(号外第二百四十六号)厚生労働省告示第二百九十一号(ポイラー構造規格等の一部を改正する告示)

改正前欄の継目無管 継目無管

五ページ第二表中改正後欄一行目の前に次を加える。

第一編 第一種圧力容器構造規格 第一章・第二章 (略) 第三章 工作及び水圧試験 第一節 工作(第三十九条―第六十二条)

同ページ第二表中改正前欄一行目の前に次を加える。

第一編 第一種圧力容器構造規格 第一章・第二章 (略) 第三章 工作及び水圧試験 第一節 溶接(第三十九条―第六十二条)

令和七年十一月十日(号外第二百四十七号)厚生労働省告示第二百九十二号(医療法第三十七条第四項及び第三十八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する供給確保医薬品及び重要供給確保医薬品)

改正前欄のポイラー構造規格 ポイラー構造規格

同ページ第三表中改正前欄一行目の前に次を加える。

第一編 第一種ポイラー構造規格 第一章・第二節 (略) 第三節 工作及び水圧試験(第十八条―第二十三条)

改正前欄のポイラー構造規格 ポイラー構造規格

第一編 第一種ポイラー構造規格 第一章・第二節 (略) 第三節 工作及び水圧試験(第十八条―第二十三条)

改正前欄のポイラー構造規格 ポイラー構造規格

第一編 第一種ポイラー構造規格 第一章・第二節 (略) 第三節 工作及び水圧試験(第十八条―第二十三条)

改正前欄のポイラー構造規格 ポイラー構造規格